

令和6年第3回定例会

# 長柄町議会会議録

令和6年 9月12日 開会  
令和6年 9月13日 閉会

長柄町議会

## 令和6年長柄町議会第3回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号（9月12日）	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○一般質問	6
鶴岡喜豊君	6
1. 鳥獣被害防止総合対策交付等要綱（以下、鳥獣被害防止交付要綱という。） 及び営農組合の意義について	
2. 長柄町の普通財産及び水上小学校の跡地について	
本吉敏子君	25
1. 子育て応援事業について	
2. 体育館・武道館のエアコン設置について	
3. 防災・減災対策について	
高橋智恵子君	43
1. 学校における部活動地域移行について	
宮坂陽一郎君	51
1. 町内道路の安全面及び景観面での維持管理に関して町長の考えを伺いたい。	
2. 本会議等における質疑応答結果のフォローに関して対応状況をホームページで 公開することになっていますが、実施時期を伺いたい。また、何年前まで遡っ	

て質疑応答結果の対応状況を公開するのか、その理由も含めて伺いたい。

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
○散会の宣告	75

## 第 2 号 (9月13日)

○議事日程	77
○出席議員	77
○欠席議員	78
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	78
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	78
○開議の宣告	79
○諸般の報告	79
○議案第5号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
○議案第9号・報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	103
○議案第10号の上程、説明、採決	119
○同意第1号の上程、説明、採決	120
○同意第2号の上程、説明、採決	121
○長柄町選挙管理委員会委員の選挙	122
○長柄町選挙管理委員会委員補充員の選挙	122
○請願第1号の上程、委員会付託	124
○発議案第1号の上程、説明、採決	125
○議会改革特別委員会委員の選任について	126
○閉議及び閉会の宣告	127
○署名議員	129

令和6年長柄町議会第3回定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月8日

長柄町長 月 岡 清 孝

1 期 日 令和6年9月12日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	金坂光章君	2番	宮坂陽一郎君
3番	佐久間繁英君	4番	神崎清美君
5番	高橋智恵子君	6番	岡部弘安君
7番	鶴岡喜豊君	8番	池沢俊雄君
9番	本吉敏子君	10番	古坂勇人君
11番	三枝新一君	12番	柴田孝君

不応招議員（なし）





## 令和6年長柄町議会第3回定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和6年9月12日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 長柄町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

---

### 出席議員(12名)

1番	金坂光章君	2番	宮坂陽一郎君
3番	佐久間繁英君	4番	神崎清美君
5番	高橋智恵子君	6番	岡部弘安君
7番	鶴岡喜豊君	8番	池沢俊雄君
9番	本吉敏子君	10番	古坂勇人君
11番	三枝新一君	12番	柴田孝君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	月岡清孝君	副町長	若菜一繁君
総務課長	白井浩君	企画財政課長	小泉義彦君
税務住民課長	関英司君	健康保険課長	内藤文雄君
福祉課長	佐藤幹宏君	建設環境課長	若菜聖史君



産業振興課長	山田比呂貴君	会計管理者	小川久美子君
こども園長	川嶋静雄君	教育長	酒井昌史君
学校教育課長 兼給食 センター所長	西周信幸君	生涯学習課長 兼公民館長	石井和子君
選挙管理 委員会書記長	白井浩君	農業委員会 事務局長	山田比呂貴君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	関利治	議会書記	野口知希
議会書記	那須悠太		

---

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（柴田 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和6年長柄町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（柴田 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

11番 三 枝 新 一 君

1 番 金 坂 光 章 君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（柴田 孝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月12日から13日までの2日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から13日までの2日間に決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（柴田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、町教育委員会から令和5年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価について報告がありました。

また、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました。令和6年5月分、6月分、7月分の例月出納検査結果報告書が提出されました。

いずれも印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（柴田 孝君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、あらかじめ通告した内容以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、質問、答弁を含めて60分以内としておりますので、時間内に終わるようお願いいたします。

本日、質問順位1番から4番までの全てを行います。

では、会議規則第61条の規定により、順次発言を許します。

---

◇ 鶴岡喜豊君

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 皆さん、おはようございます。7番、鶴岡喜豊です。

補助金交付事業とは、個人・団体への補助金交付、ハード・ソフト事業への補助金交付、町単独事業、国県の公共事業の補助金交付など多種多様であり、補助金額が多過ぎる、補助金要綱の内容により不公平であると、いろいろな考え方があります。また、公共事業は事業が完了して補助金が交付されますが、補助金が交付された後に事業の効果を求めることもあり、事業は完了したから、何年もたってから会計検査が入り、事業効果が得られなければ補助金は当然返還です。

これらの補助金交付を踏まえて、本日は、執行部につきましては、電柵設置事業の答弁をお願いしたいと思いますが、執行部は、私が空き家バンクと住宅リフォームのセルフリノベーションの補助金について、去年の12月より一般質問をして、最後に6月の定例議会で一般質問をしても、不公平を認めず、住宅リフォームのセルフリノベーションの補助金を認めなかったものですが、6月の定例会終了後、7月8日に住民監査請求を行ったのに、7月19日発行の広報ながらで、いきなり住宅リフォームのセルフリノベーションを8月より補助対象にしますと掲載されており、執行部の答弁は何だったのか、いつ補助対象にすることに決めたのか、広報ながらの原稿の締切りはいつだったのか、私の一般質問で答弁せず、執行部は勝手に決めて、広報ながらに掲載し、報告、連絡、相談など一切なく、議会での一般質問を無視してばかりにしていると思います。本当にあきれているところです。議長は、このように議会の一般質問を軽視している執行部の姿勢を厳重に注意していただきたいと思います。

ちょっと長くなってしまいましたけども、これから議長の許可を頂きましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

1、最初に、公共事業である鳥獣被害防止総合対策交付等要綱（以下、鳥獣被害防止交付要綱という。）及び営農組合の意義について伺います。

鵺谷東部自治会の電柵事業は、公共事業の鳥獣交付要綱に基づき、鵺谷東部自治会より、事業補助金申請が行われ、自治会に補助金が交付されたのか伺います。

また、電柵設置の申請内容、設置面積を伺います。

鵺谷東部自治会の電柵事業の検査の結果、また、鳥獣防止の効果を伺います。

日吉第一水稻営農組合の組合長の理不尽な言動がとても信じられません。耕作できなくなった農家の水田を耕作し、耕作放棄地を減らし、町の役に立つ営農組合だと思っていましたが、家の入り口の正面の道路に田んぼからトラクターが上がってきて、泥をたくさん落としていたので後片づけをお願いすれば、ふてくされた態度で嫌々片づけ、道路はほかにも泥を落としてあるのだから、ほかも片づけさせると、謝罪ではなく、反対に文句を言う始末です。

電柵の太陽光のパネルの位置が、家から出る車の邪魔になるから立てる位置の移動をお願いすれば、道路は町のものだからどこに立てようが自由だなどと、信じられない言葉で、入耕作の自治会員との協調、協和などできない組合長がリーダーの営農組合ですが、営農組合の存在価値、重要性を執行部はどのように考えているのか、伺います。

2、次に、長柄町の普通財産及び水上小学校の跡地について伺います。

田代地先の寄附を受けた町有地、鶺谷地先の用地取得約5,900平方メートル、払下げ約1,300平方メートル、残地約4,600平方メートルの町有地、水上小学校の跡地の現在の状況を伺います。

普通財産の田代地先、鶺谷地先、売却した水上小学校の跡地をどのように管理しているか、管理状況を伺います。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（柴田 孝君） 初めに、1項目めの質問に対する答弁を願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 鶴岡議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のご質問ですが、鳥獣被害防止設備である電気柵の設置は、農作物への鳥獣被害を防止するための効果的な手段の一つであり、国の鳥獣被害防止対策整備交付金や町の有害鳥獣被害防止電気柵等設置事業補助金を活用して整備するものでございます。鶺谷東部地区の鳥獣被害防止施設については、令和元年度に国の交付金を活用して整備されました。

ご質問の補助金の交付先ですが、自治会ではなく、町鳥獣被害防止対策協議会に交付されたものでございます。延長は約5,500メートル、設置面積は約13ヘクタールでございます。

次に、2点目の鶺谷東部自治会の電気柵設置事業の検査の結果と効果についてですが、検査につきましては、町鳥獣被害防止対策協議会において、柵を購入した時点及び設置後の現地確認の2回行っております。効果については、雑草の管理など、電気柵の十分な性能を発揮できるよう適切な管理がされた条件下においては、かなりの対策効果が出ているものと承知しています。

次に、3点目の営農組合の存在価値・重要性についてですが、営農組合は、地域の農業者が協力し、農業生産に共同で取り組む、いわゆる集落営農の一形態であり、従事者の高齢化による離農者の農地を借り受けるなど、本町の農地保全の点から欠くことのできない組織であると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） どうもありがとうございました。

最初に、鶺谷東部自治会の電柵の補助金の事業費及び補助金額を伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

申し訳ございません。鶺谷東部の事業費のほうについては、手元に資料がちょっとございませんので、後ほどでよろしいでしょうか。申し訳ございません。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 一問一答で細くなっちゃうかと思うんですけども、ちょっと補助金の交付先、鳥獣何とか組合ですか、ちょっとよく聞き取れなかったんですけども、そちらのほうに補助金を交付したと言うんですけども、そちらのほうに補助金を交付して、国の公共事業の補助対象になるかどうか、補助対象の条件を伺います。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） 国の交付金の採択要件につきましては7つございまして、この7つ全ての要件を満たすこととされております。

こちら採択要件につきましては、被害防止計画の策定、それから、有害捕獲及び被害防除等の取組状況、それから、受益戸数が3戸以上、施設の耐用年数が一定年数を超えるもの、施設整備による全ての効果により、全ての費用を賄うことが見込めること、農村振興局長が定める対象地域であること、施設整備により受益地内の生産コストの低減が10%以上見込まれることとされております。

こちら申請者につきまして、こちらの主な要件が該当するというのは、受益戸数が3戸以上ということが主に該当するものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 7つの要件云々じゃなくて、公共の鳥獣交付要綱の補助金対象は、まず鳥獣被害防止を施設、それを農家、地域住民等参加型の直接施行による整備とする場合となっているんです。今言った7つの要件どうのこうのじゃなくて、要は鶺谷の自治会の農家、地域住民が直接整備する場合、それが補助対象になるんじゃないですか。誰が電柵の整備をやったんですか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

こちら国の交付金につきましては、事業実施主体というのが、農村振興局長が別に定める協議会となっております。こちら長柄町につきましては、鳥獣の協議会が対象となっております、こ

ちら先ほど議員のおっしゃられた申請者が設置する場合、それから、もう一つ業者さんをお願いして電気柵を設置する場合と、配分の交付率が違うものでございます。

今回の鶺谷東部地区につきましては、申請者が設置するものということで、こちら定額の10分の10のお金を頂いているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 10分の10の補助金がもらって、その組合がやったということで、実際、営農組合が設置してますよね。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） すみません、私のちょっと言葉が足りませんでした。

一応補助金のほうは協議会のほうに交付されまして、協議会において電気柵などを購入し、その後、申請者へ資材支給され設置するものですので、今回、設置要望の申請者が鶺谷東部地区ということでございますので、そちらで設置したと。

〔「鶺谷東部じゃないです、営農組合でしょう。鶺谷東部でやってないです」と呼ぶ者あり〕

○産業振興課長（山田比呂貴君） こちら役場のほうでは、地域の営農者、それから、地権者が設置したと認識してございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 地権者の要望により設置したというお話聞きましたけども、今、鶺谷東部の電柵の現況を見る限り、電柵の管理ができていますか。とても管理ができていたとは考えられません。国も地元の農家、地域住民の要望があって、地元任せられるから補助金を出す。そういう考えで、私はいるんですけども、組合から申請があって、その申請の下に補助金を出すと。それだったら、入耕の営農組合がやっても管理はできないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） 鶺谷東部地区につきましては、当時田んぼを耕作する方が減少していたことから、自治会と営農組合で協議をしたところ、農地の集積を行った営農組合で電気柵などの管理を行うということでお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 私がちょっと補助対象になるかどうか疑問視してるんですけども、その辺、いつまで行っても平行線ですので、この辺で次に進みたいと思いますので、よろしくお願いします。次に、補助金の申請の内容について伺います。

町単の長柄町鳥獣被害防止電気柵等設置事業補助金交付の電柵の設置事業ならば、個人の申請の様式で、設置所在地、設置箇所の面積まで記入し申請するもので、今、産業課長、鶺谷の自治会のほうから、自治会員からの申請があったと言ってましたけども、電柵、A B C D何筆もあります。その承諾、どのように確認したんですか。町単だったら確認できます。設置場所とか設置面積とか申請書に書き入れて、個人申請の様式になりますけども、今回、公共の電柵の補助金、地権者、田んぼの所有者からどのように承諾を確認したか伺います。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

鶺谷東部地区につきましては、国の交付金の活用を行っておりますので、町の補助金という形ではございません。

国の補助金のほう、要望を受ける際につきましては、自治会長さんのほうで申請書、それから、関係者の取りまとめを行っていただいで確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 私、どこの自治会か知ってますよね。じゃあ私の承諾書ありましたか。確認しました。自治会長が出したからいいと、それだけで、自治会長が持ってきた書類に私の書類がありましたか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） 申請につきましては、自治会長さんが代表してお出しされているところでございまして、各地権者の確認というのは求めていないところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） そういう話だったら、鶺谷東部、耕作している全部の田んぼ、電柵やるんじゃないですか。全部やってないじゃないですか。自治会長から話ありません、そんな話。うそつかないでくれます。自治会長から話があって、その地域の鳥獣被害を防ごうということであれば、鶺谷東部自治会の水田、全部の田んぼ電柵やるんじゃないですか。何でやってあるとことやってない



ところがあるんですか。それどう思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） 当初の自治会長さんからの要望に基づいて、役場のほうでも図面のほうに落とさせていただいてございます。その図面によりますと、議員がおっしゃるとおり、鶺谷東部地区全ての田んぼを囲うような形ではなかったというところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 令和元年の自治会長、誰ですか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） 申し訳ございません。個人のお名前というのは、こちらのほうで答弁のほうは控えさせていただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 家に帰って調べるからいいです。じゃあ承諾書がなかったらどうします。すぐ取り外してくれます。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） こちらの電気柵のほうにつきましては、要望されたものに対して、町を通して協議会のほうから交付されたものでございますので、地域での話合いと認識しておるところでございます。

もし仮に、こちら自治会長さんから撤去の旨のご相談があれば、またこちらのほうで、窓口で対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 話がだんだんずれちゃってます。自治会長の要望があつて、自治会をまとめて承諾を得て、それで提出したんでしょう。私はそれで承諾してなければどうするんですかと聞いてるんです。何でそれを今さらになつて、自治会長が承諾したと、承諾してないって本人が言ってるじゃないですか。どういうことですか、それは。私、どこの人間か知ってますよね、鶺谷東部の人間です。そういう話合いもしてない。さっきも言ったように話合いをすれば、耕作してる面積、全部自治会でやると思うし、私は承諾してない。それを言ってるんです。だから、承諾してなければ撤去してくれるんですかと、具体的にはっきり聞いてるんです。それはまた自治会長が承諾して

る、承諾を得たからやってる云々と、おかしいんじゃないですか、答弁として。私は承諾してなければ、それを外してくれるか聞いてるんです。7月1日に言ったでしょう、覚えてます。承諾もしないのに営農組合が勝手にやってしまったと。それ課長がはっきり調べて答弁してくれてれば、今日のこの一般質問はなかったんです。7月1日からずっとほったらかしされたから一般質問してるんです。一般質問で、じゃあ承諾してなかったら外してくれるんですか。それははっきり教えてください。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君に申し上げますけども、答弁、質問が繰り返しになっていて、ちょっと暫時休憩とします。

[発言する者あり]

○議長（柴田 孝君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時37分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

こちら設置の経緯につきましては、先ほどのちょっと繰り返しになりますけども、平成30年に鶺谷東部の自治会長から申請がございまして、令和元年度に、交付金のほうが国から来ましたので、それを協議会のほうへ受けてから、協議会のほうで電気柵を購入し、申請者である鶺谷東部自治会のほうへ資材支給をしたところでございます。

こちらの管理につきましては、当時、鶺谷東部地区で営農組合さん、3営農組合さんが耕作されていたということで、営農者ということで、こちら代表である水上第一営農組合さんのほうが、鶺谷東部地区の管理責任者ということで管理するということになってございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） ちょっと平成30年の令和元年交付という話だったんですけど、これあれじゃないですか、それこそ名前出しちゃいけないみたいですけども、関谷のほうの人何人が町単で申請したものじゃないですか。ちょっと私、そちらのほうの人の話聞いたんです。うちのほうの、う

ちのほうと言うんですけど、うちのほうの田んぼじゃなくて、そちらのほうは私たちが耕作、個人で耕作してるんですよ、それこそ。その人たちが電柵の要望を出したと。そういう話、そちらの方からちょこっと聞いたんですけど、今言っている平成30年、令和元年の交付というのは、関谷じゃないですか、鶺西に抜けるほうの道、図面見てくださいよ。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） ただいまのご質問ですけども、こちら国の交付金のほうにも関谷のほうは入ってございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 質問がよく受け取れてないみたいですけども、私が言ったのは、平成30年申請、令和元年度交付、それが関谷のほうじゃないですかと。鶺谷のほうは令和4年じゃないですか、営農組合が設置したのが。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

こちら、先ほど私が、また繰り返しになりますけども、平成30年要望の元年の交付という形でございます。令和4年度につきましては、追加交付という形でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 追加交付したのは、じゃあ誰が設置事業をやったんですか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） すみません。手元に資料がないんですが、令和元年のときと同様に、営農組合さんであると認識してございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 次の2番目の質問に行けなくなっちゃいますので進めたいと思います。これ後で、また課長のところに行きますので、よろしく願います。

あとちょっと今気になったんですけど、太陽光のパネル、あれ邪魔になるから、ちょっと位置を直してくれということで、設置している組合長さんに言ったらば、道路は町のものだから、どこに設置しても自由なんだと、大きなお世話みたいなことを言われたんですけど、この太陽光のパネル、これは、道路占用の対象になりませんか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

現時点で、どこの地域も柵、それから、太陽光のパネルについては、占用の手続等をお願いしているものではないです。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 営農組合がやってるから、占用の対象にならないということじゃなくて、あの程度のものは誰がやっても占用の対象にならないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） そのように解釈していただいて結構だと思います。

条例のほうにも、恐らくそういった電気柵というものをものとして設定していないというふうに認識しておりますので、現時点では、それを基に徴収するとか、減免するとか、免除するとか、そういったことはできないかというふうに認識しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 次に、検査と効果について伺いたいと思いますけども、鳥獣被害防止、電柵です。私、見たら、最低でも4,000ボルト程度の電圧が必要だということが分かりましたけども、執行部は電圧の検査等を行っているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

事務局のほうで電圧の確認等は行ってございません。こちらは設置者のほうで設定していただくものになります。協議会のほうで検査というのは、あくまで設置、申請範囲の設置ができているかどうかという検査でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 電圧の検査、設置者に任せて云々と、これも、私それじゃいけないと思うんです。うちでバーベキューやったときですか、うちの前の電柵、私触っちゃいました。何のことないです。おかしいんじゃないですか。それで管理していると言えるんですか。さっき前振りで言いました。効果がないものについては、補助金返還です。会計検査局に言いましょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） 議員のおっしゃられるとおり、確かに触れるとピリッとする程度、私もちょっと触れてないので何とも言えないんですけども、おおむねその程度の電圧と考えております。

また、仮にその電圧等が余り感じられない場合につきましては、やはり草刈りなど、そのほか定期的なメンテナンスというのが必要になるという考えでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 触ってピリッとそういうのじゃないです。私、線を握りしめましたから。それでも何も感じませんでした。ちょっとその辺考えてください。

それと、電柵の検査、現地で確認するということですけども、設置方法は統一してないんですか。その辺伺います。設置方法が違うの分かります。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

実際には、その設置方法と具体的な方法というのは確認してございませんが、こちら設置後の現地確認につきましては、県の職員、それから、町の職員で検査のほうを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 私、自分の家の前、力丸のほうちょっと通ったりして、電柵あるとちょこつと見る。設置方法が違うんです。課長、道路走っていて、設置方法が違うの分かりません。何が違うか分かります、私が言っていること。副町長、農家やってます。やってない。設置方法の違いというの分かりますか。検査行っているんでしょう。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） 申し訳ございません。私、4月からで、まだ検査というのは1回も行ってございません。もしよろしければ、そういう設置方法、どう違うのかというのを教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 前の課長が前に座っているじゃないですか。暫時休憩とか取っているんです

から、ちょっと聞いてみて。あと、残り25分になっちゃって、次の財産のところまで行かなくなっちゃうから、早くしてくれます。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） すみません、繰り返しになりますが、具体的な設置方法等については承知してございません。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） それもじゃあ後で教えます。

先ほど電柵についてメンテナンスが必要だという話をしていましたけども、草なんか触っていたら、アースの役目しちゃうんですか。電圧が下がっちゃいますよね。メンテナンスが必要だという話、課長がしていましたけれども、どんなメンテナンスが必要だと考えていますか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

やはり下草の草刈り、それから、途中途中の断線など、その辺を確認していただくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 執行部は、今、課長が話したこと、それは現地で実際できていると思いますか。現地見たことありますか。いかがですか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

やはり草が伸びる時期、その辺につきましては、やはりそういう不具合といいますか、電気が通電していないという状況もあるとございますけども、下刈りなどがきちんと整備されておりまして、そのメンテナンスなどがされているところにつきましては、きっちり機能を成しているという認識でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 力丸の直線コース、あそこはきれいに管理されています。今日この議会、3時とか4時に終わったら、青年会の前なり、うちの前なり、うちの直線コースでいいです。県道から入ってきて。見てくださいよ。青年会の前なんか電柵にツルが回って線なんか見えないです。

それで効果が出ます。メンテナンスが必要だ、草刈りが必要だといったって、実際指導できてないじゃないですか。その指導できますか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

具体的な指導等につきましては、町のほうで行ってはいけません。こちら、やはり管理責任者、申請者、設置者、その辺がおられますので、そちらで適正な管理を求めているところでございます。以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 日本語分かります。メンテナンスが必要だ、指導が必要だと散々言っておいて、直接の指導はできませんって、おかしいんじゃないですか、答弁が。

もう次に行きます。次は、営農組合の意義について伺います。

日吉第一水稲営農組合は、同じ入耕の水上第一営農組合と違い、草刈りをせずに除草剤で雑草を処理していますが、除草剤は根を枯らすと同時に、道路ののり面、路肩などを崩れやすくするので、路肩、のり面については使用してはいけないという指導があったと聞きましたけども、執行部の見解を伺います。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

農薬の使用方法につきましては、やはり適切な使用方法というのが、国でも定められて、周知されているところでございます。

こちら今回の件につきまして、やはり草刈りというのは、大分労働力というか、そういうものを使うと認識してございます。やはり営農等に支障がない範囲で、使用というのが望ましいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 営農に支障がなくても、道路に支障があってはいけないでしょう。水上第一営農、先輩の伊藤さんなんかは草刈りやってます、自分の入耕で入ってきて。それじゃあ、今まで鵜谷で道路ののり面の崩れたことなんかなかったんです。除草剤をやって、それで崩れたんだよと。2路線も崩れましたよ、知ってますよね、災害やりましたから。除草剤のせいだと言われてもしようがないんじゃないですか。その辺、よそも除草剤使っているんならまだしも、名前出しちゃいけないと言いましたけども、大規模農家の人さえ、奥さんが草刈り機で草刈ってます。日吉第一営農

は、みんな除草剤じゃないですか。

現に水利組合でU字溝の掃除をするとき、ここ何でこんな土があるんだ、そういう話になったとき、営農組合が除草剤をまいていくから、道路ののり面の土が崩れてるんだと、そういう話になってます。現場の声を聞いてください。現場の声を届けるのは私の役目だから届けますけども。そういうのはどう思うんですか。草刈りに変更させないんですか。水上第一営農は草刈りやってます。大規模農家も草刈りやってます、奥さんが。楽しただけじゃないですか。その楽しただって、すぐまた本物の草が生えてきます。本当に議会が終わったら見にいってください。青年会の前なんかすごいもんです。電線にツル草が巻かれちゃってますから。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

先ほどの繰り返しで大変申し訳ございませんけども、やはり営農に支障のない範囲での指導というものを求めているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） ちょっと私、調べるまで時間がなかったんですけども、路肩とかのり面には、除草剤をやったら崩れちゃうから使っちゃいけないと、そういう通達が上から、上級官庁からお達しがあったはずだと聞いたんです。そこを調べるまで行かなかったんですけども、そういうお達しがあったとしたら、町にはないんですか。あったとしたらば、除草剤、路肩、のり面には使っちゃいけないんじゃないですか。災害だってあんな道路ののりが崩れたことは今までなかったです。除草剤でのり面を崩れやすくしたから、あんな災害になっちゃったんじゃないんですか。その辺どう思います。何とも思いませんか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

道路についてでございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

申し訳ございません。そういう通知、通達があったかどうかということについては、私も認識しておりません。このお話頂戴いたしましたので、今後そういったものがあったかどうか、まずもって、調査したいというふうに思いますので、ご理解のほどをお願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。



○7番（鶴岡喜豊君） 時間がないので、普通財産のほうに入る前に最後の質問をしたいと思います。

営農組合の命名です。執行部でこれは指導できるのか伺います。日吉第一水稻営農組合の組合長のような横柄な態度、考え方の話を聞いていると、地元の協和などは考えず、営農組合の在り方など考えず、水田を自分の営農組合が耕作しないと、みんな耕作放棄地になり、荒れてしまうんだと、文句を言うんじゃないよと言っているように感じます。鶺谷東部も、皆さん承知のとおり日吉です。このような営農組合に日吉という名前を名乗ってほしくありませんけども、自分の自治会の針ヶ谷営農組合に直すように指導できないのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） ただいまのご質問ですけども、営農組合につきましては、農事組合法人という形で、ここで設立しておるものでございます。その名称を、町のほうから、こうしてくれ、ああしてくれ、変更してくれということは申し上げられないという認識でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） その営農組合の法人の名前を許可しなければいいんじゃないですか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） 許可となりますと、町のほうで許可というものは行っておりますので、そちら許可、不許可ということは、こちらのほうではお答えできません。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 公的法人じゃないと思うんですけども、私の法人として、営利の法人、非営利法人、多分営利法人になるかと思うんですけども、そのものについて、申請、許可申請云々というのはないんですか、町のほうには。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

ただいま議員のおっしゃられた件につきましては、農業委員会に対して出すもので、認定農業者、認定、そういう形のを農業委員会のほうに出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 課長が農業委員会の局長も兼務しているんじゃないんですか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

こちら先ほど農業委員会のほうに届け出が必要だということはあったんですが、こちら名称等の許可、不許可というものはございません。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 時間が13分になっちゃったので、次の普通財産のほうの答弁、お願いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 次に、2項目めの質問に対する答弁をお願いします。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） お答えします。

まず、1点目の現在の状況ですが、田代地先については、平成22年に民間企業から約34ヘクタールの寄附の申し出を受けたものでございます。当該地については、千葉県立笠森鶴舞自然公園（第3種特別区域）に該当し、これまで土地の有効活用のため、平成25年度に当該地の実態調査を実施し、土地の活用方法の検討を行うとともに、県に対し、自然公園区域からの除外申請なども行いましたが、できない旨の回答を受けたところであります。また、これまで土地に関心を示した事業者から、競走馬の練習場やアスレチック施設、ペット霊園など、様々な提案がなされましたが、いずれも自然公園の問題から実現には至らなかったものであります。

次に、鴫谷地先の普通財産についてですが、当該地は5筆、約4,200平米あり、これまで事業用地を求める企業等からの候補地の一つとして紹介をさせていただいております。しかしながら、日照状態や道路面との高さの違いなどの理由から、いまだ契約に至っていない状況ではありますが、早期の処分を進めていきたいと考えております。

次に、旧水上小学校につきましては、これまでの一般質問でお答えしてきたとおりですが、この6月の事業者との面談では、年内中の建設の解体に着手すべく準備に入った旨の報告を受けており、今後の一定の方向性が示されたところであります。

また、面談の中で、大手お菓子メーカーから容器の製造を完全受注し、既存工場の容量では対応できないことから、新工場はますます必要不可欠であるため、当該地の利用計画を推し進める考えは全く変わらないとの姿勢を伺ったところです。町といたしましては、今後も定期的な協議を重ね、引き続き、早期建設を進めてまいります。

2点目の普通財産の管理についてお答えします。

まず、鴛谷地先の町有地につきましては、年2回の除草作業を委託し管理を行っております。

田代地先につきましては、定期的な除草作業等、特に管理は行っておりません。また、旧水上小学校跡地につきましては、株式会社ミケンの所有地となっておりますので、自社管理をいただいている状況であります。

以上、答弁といたします。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 田代地先の普通財産、34ヘクタールですか、もしこれ寄附を受けてなければ、年間どのくらいの固定資産税ですか。歳入があったか、伺います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

令和6年度の長柄町における山林の定時平均価格は、1平米当たり36,264円になっていること、固定資産税の税率が1.4%であることから、この場合、土地を所有した場合は、類推でおおむね年間17万円程度になろうかと存じます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 年間17万円の税収があったものを寄附を受けて町有地になったので、当然税収はありません。これから10年間かかれば、170万円、そのくらいの税収云々があるわけですけども、そういうものはもう全然入ってきません。その寄附を受けたとき、何かの計画があったかと思えますけども、寄附を受けてから民間の事業はみんな頓挫しちゃったとか言ってましたけども、それじゃ反対に、公共の施設で何かできるものはないのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

こちら平成22年に寄附を受けまして、平成25年に緊急雇用の創出事業といたしまして、現地調査等を行って、何ができるかというところを調査してございます。遊歩道や景勝地などの提案が挙げられましたが、竹類の繁茂が多く、伐採が必要なこと、広い平坦な土地がなく、建物や駐車場用地が少ないことで、費用が莫大にかかるというところで、こちらはそのまま頓挫しているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 自然公園の中でも、公共の事業で千葉市少年自然の家ですか、ああいうものができているかと思うんですけども、何かこの17万円、私にしてみれば、寄附を受けなければ税金として、たとえ17万円でも入ってくるんだと。それが来てない分もったいないような気がするんですけども、何か公共で計画、寄附を受けたとき、何も計画なくて寄附を受けるとは思えないんです。そのときの執行部、皆さんじゃないからあれですけども、その辺どうにかならないものでしょうか。年間17万円、10年先で170万円とか、それに対価するものの何か利用価値、利用するもの、考えてないでしょうか。考えられないでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

今、千葉市少年自然の家のお話でしたが、あれは例外として、文教施設は非常にスムーズな施設の設置が可能かと思われま。

当該地におきましては、繰り返しになりますけども、なかなか普段は人が入ってこない山林で、標高も40メートルから110メートルというところで、ほとんどが急峻な土地であるというところで、現在、町として使い道をちょっと模索しているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 何か利用価値を見つけていただきたいと思います。

ただ、災害のときの発生土の捨て場として利用する、そのくらいじゃあ私はいけないと思うんです。発生土の土砂、今までどのくらい捨てたか分かるでしょうか、伺います。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

令和元年豪雨の際は、軽トラ、2トンダンプ、4トンダンプ、これらで約2,100台搬入してございます。それから、昨年9月にも一部搬入させていただきました、同様の車両を使用して約400台の搬入がございました。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 台数じゃなくて、立米数に換算できないでしょうか。まあいいです。その2トン車、4トン車、2,100台、令和5年に400台云々の埋め立てして、これ形状変更、町長の答弁でもありましたけども、許可が必要だと思うんですけども、形状変更の許可取ったんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

議員もご存じのとおり、令和元年の豪雨では、町内至るところで裏山の崩落が起きまして、土砂の処分について多数の要望がございました。

まず、町内の土地ということで、町営野球場で受入れを開始したところがございますけれども、受入れ開始4日後にはほぼいっぱいとなってしまう、町民の生活再建を第一に考え、まとまった土地で一般車両への影響の少ない適地がほかにないため、苦渋の選択で当該土地への土砂の搬入を行ったというふうに承知してございます。

災害という緊急事態において、迅速な対応が求められる状況でありましたので、ご指摘の点について認識不足であり、深く反省しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 時間がなくなっちゃったから早くお願いしたいと思っておりますけれども、平成28年9月、私が当選して2年目の議会で、自分の鵜谷地先の土地の購入についてお聞きしました。平成7年に代替地として購入しましたけれども、今は企業誘致のための町有地として利用しているんだと、そういう答弁を頂きまして、平成28年に一般質問してから、8年間に何件ぐらいの問合せがあったか、そして、交渉はどのくらいまで行ったのか、この8年間の経過をお聞きします。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

平成30年に貸し農園などの農業ビジネスをしている会社と、あと町内で廃油再生を目的にした会社が第2工場として建設したい旨のもので、平成30年に2回です。いずれも土地の形状とか日照条件、また前面道路の幅員等により断念しております。また、令和2年には、水の会社でございますというところで、また昨年、早生桐の植栽というところで、町内の飲料会社等の相談がございました。いずれも全て現地をご案内しているところがございますが、9年間で約4件というところがございます。

ただ、その4件中2件は町内に別のところで立地をしていただいておりますので、鵜谷に限り、年間4件というところがございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 鵜谷の普通財産、今の状況は分かりましたけど、ちょっと水上の跡地についてお聞きしたいんですけども、株式会社ミケンが事業拡大のために新工場、水上小の跡地に建設し、

長柄町において継続事業を行いたいということで、売買契約を締結したと思いますけども、企業は愛知県のほうに工場を建設したと聞きましたけども、売却してから5年ぐらいたちますけども、水上小跡地の計画はどうなっているのか、そして、5年もたっていて工場を建設しないと。そういう場合、一定期間内に工場を建設することを義務づけるために、条件として買戻し権を行使できるような特約、そういうものはつけたのか、伺います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

町長の答弁でもございましたが、年内中に解体をするというところでございます。その後のスケジュールについては、今後また直接役場に来てご説明したい旨のお話ございましたので、今の来庁を待っているところでございます。ある程度、一定の方向性というのは示されたのかなと思っております。

また、買戻し特約につきましては、建てなかったからというところでのちょっとご答弁が正しいかどうか分かりませんが、買戻し特約についてはつけております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君に申し上げます。申合せ時間を過ぎましたので、答弁漏れにつきましては、担当課でお聞き願います。

○7番（鶴岡喜豊君） 分かりました。

○議長（柴田 孝君） 以上で鶴岡喜豊君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時25分とします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

○議長（柴田 孝君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 皆様、こんにちは。9番、本吉敏子でございます。よろしくお願いいたします。

傍聴人の皆様、残暑厳しい中、早朝よりご苦労さまでございます。毎年、気候変動により記録的な猛暑、台風の発生、線状降水帯による大雨や雷雨が頻繁に発生しております。今後も注意が必要です。また、9月に入ってから、まだまだ暑い日が続くようですので、体調管理には十分注意していただきたいと思っております。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

1項目め、子育て応援事業についてお伺いいたします。

1点目は、子ども家庭センターは、従来の母子健康を担う子育て世代包括支援センターと、児童福祉を担う子ども家庭総合支援拠点がありましたが、令和6年4月より、児童福祉法が改正され、2つの機能を統合した子ども家庭センターが新設されました。妊娠や出産、子ども・子育てに関する全般の相談や児童虐待などの問題を抱えた子供に関する相談をお受けする総合支援の窓口となります。そこで、本町の子ども家庭センターについてお伺いいたします。

次、2点目、現在、少子高齢化は深刻な状況で、経済の規模縮小を招き、将来的に生活基盤の維持が困難となることが危惧され、待ったなしの状況であります。さらに、現在、物価高騰や人件費の増加などの影響で、出産費用は上昇傾向にあります。子供が生まれた世帯に支給される出産育児一時金は、公明党の推進で段階的に拡充され、令和5年度から子供1人につき原則50万円に増額されましたが、足りずに自己負担が生じている場合も少なくありません。現実、現在、長生郡市内でも産婦人科の病院が少なく、県内の病院での出産をされた方より、30万円近く自己負担があったと伺いました。また、出産にはお金がかかるので、躊躇してしまうとの声も伺いました。

政府は2026年度から導入を目指し、出産費用の健康保険適用に関して、本格的な検討がされておりますが、出産では、帝王切開の場合などに健康保険が適用されますが、正常分娩は病气やけがに該当しないと理由から適用されません。このため、正常分娩は医療機関ごとに価格を自由に設定でき、費用にばらつきが生じる要因となっております。そこで、我が地域の出産状況、費用についてお伺いいたします。

3点目、本町の新生児支援金事業についてお伺いいたします。

次に、4点目、少子化や出生数の低下の状況に歯止めをかけるべく、まずは子供を育てやすい環境をつくろうと、出産前後からフォローを手厚くし、少しでも安心して生めるような取組として、ベビーベッドなど、子育てスタート用品のレンタル事業がありますが、本町としては、乳幼児期の

必需品を助成して、子育ての一步を応援する切れ目のない支援として、ベビー用品の無料レンタルの導入について、見解をお伺いいたしたいと思います。

次、5点目、母子手帳アプリ母子モは、紙の母子手帳と並行してご利用いただくサービスです。厚生労働省が定め、妊産婦に配られる母子健康手帳の一部の情報を電子データ化することで、紙の母子健康手帳の活用を補助し、電子データならではの利便性で皆様の妊娠・出産・子育てをサポートします。導入により自治体が配信するお知らせやイベント情報をアプリを通じて受け取ることができます。そのほかの市町村にお住まいの方も、妊産部の方やお子さんの健康データ等、記録、管理、予防接種のスケジュール管理が簡単にできます。母子モはICTを活用した新たな子育て支援策として、妊娠中から出産、子育てまで、全てのライフステージに合わせ、切れ目のない自治体サポートとしてよいと伺っております。そこで、電子母子手帳アプリの導入についてお伺いいたします。

次に、2項目め、体育館・武道館のエアコン設置についてお伺いいたします。

近年、気候変動の影響により、気象災害が激甚化・頻発化し、また能登半島地震、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震の発生も切迫していること等を鑑み、防災・減災、国土強靱化に関する取組が強化されています。

そのような状況の中、学校の体育館は、子供たちの授業、部活動で使用するほか、災害時には避難所として活用されます。ですが、学校の体育館への空調設備の導入については、以前から提案をしてきましたが、その対策として、スポットクーラー12台購入し対応していただきました。

武道館におきましても、自主サークル活動が開催されておりますが、大型扇風機で対応されたり、また、クーラーのある部屋へ移動されていると伺っております。

記録的な猛暑が続いていることや体育館において授業、部活動で使用するほか、災害時の避難所となっていることから、体育館や武道館にエアコン設置の考えをお伺いしたいと思います。

次、3項目めに伺います。1点目、物資供給に関する災害時応援協定について、食料や飲料水、そのほかも含めて、複数の協定先があると思いますが、基本的にその締結先との定期的な協議の場をどのような形で持っているのか、お伺いいたします。

次に、2点目、ペットを飼っている飼い主さんは、ペットを家族同然と考えております。本町の地域防災計画の中にも掲載されておりますが、ペットとの同行避難が可能な避難所の状況と受入れ態勢についてお伺いいたします。

次、3点目、2019年の房総半島台風では、県内に最大64万戸超の停電を引き起こしました。本町でもおおむね復旧するまで約2週間を要しました。大規模災害が発生し、停電が発生した場合、指



定避難所の自動発電機の状況についてお伺いいたします。

4点目、令和6年1月の能登半島地震では、多数の孤立集落が発生しました。本県も半島という共通の地理的特性を有していることから、災害時に孤立する可能性のある集落を把握するために調査を実施したところ、10か所の集落において、アクセス道路が土砂災害警戒区域に接するなど、孤立の可能性があるという結果が発表されました。そこで、災害時に孤立する可能性のある集落への支援についてお伺いいたします。

5点目、災害時に特別な配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するとともに、特に自ら避難することが困難な住宅の避難行動支援者については、関係者、自治会長、民生委員等、広域消防本部、消防団、警察署、町社会福祉協議会等の協力を得て、安全確保に努めることとなっております。個別避難計画の策定については、自治体の努力義務とされてから3年たっておりますが、進捗状況をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（柴田 孝君） 初めに、1項目めの質問に対する答弁を願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 本吉議員の質問にお答えします。

1点目の子ども家庭センターについては、全ての妊産婦、子育て家庭、子供に対しての母子保健、児童福祉におけるサポートを一元的に行う機関として、設置が令和4年児童福祉法の改正により努力義務となっております。

一方、本町では、切れ目のない支援を行うべく、令和3年1月から、子育て世代包括支援センターながらっ子を設置し、妊娠・子育て相談、新生児全戸訪問、産後ケア、母子保健などを展開しており、既に子ども家庭センターと同様の機能を実現していることから、令和7年4月の正式なセンター開設に向け準備を進めているところです。

出産状況ですが、昨年度は17件、今年度は現時点で6件となっております。

なお、2点目の出産費用については、正常分娩や帝王切開など出産形態の違い等により個々に異なりますが、全国的な平均値で48万2,000円と聞いております。

次に、3点目、新生児支援事業ですが、本町では、国の子育て支援策である妊娠届出時に申請する出産応援ギフト5万円、出生後、新生児訪問に申請する子育て応援ギフト5万円については、現金支給を行っています。また、町独自事業として、出生時に子育て支援金支給事業として5万円を支給しており、妊娠から出産までの間に計15万円を支給しております。

出産における費用には個々の状況による幅もあり、国による出産の保険適用の動きもあることか

ら、子育て支援金の拡充については、そういった政策の動向を見極めてまいりたいと考えております。

次に、4点目のベビー用品の無料レンタルですが、ベビー用品については、民間サービスが充実しているほか、知り合いなどから譲り受ける場合も一定数あると伺っており、現時点では、町として無料レンタルを行うことは考えておりません。

次に、5点目の電子母子手帳アプリについては、現在、令和7年4月の導入を目指して検討を進めております。現状では、アプリに対応していない医療機関が多いため、従来の紙の母子手帳と併用となる見込みです。

なお、国では2026年度以降、DXの一環で母子保健分野でもアプリ等の導入を推進していく方向性で検討を行っていると聞いておりますので、その動向を注視しながら、さらなる利便性の向上を図ってまいります。

以上、1項目めの答弁とさせていただきます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

最初に、子ども家庭センターについてお伺いをしたいと思います。

子育て包括支援センターながらっ子でも、本当によく担当職員の皆様がいろいろ相談対応していただいているということはよく知っております。また、高い専門性と倫理観が求められているということで、今度は、また子ども家庭センター開設に当たって、専門職についての人材の確保についてはどのような状況になっているか、伺えればと思います。

○議長（柴田 孝君） 福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） 本吉議員のご質問にお答えいたします。

現在、福祉課におきましては、保健師、それから、社会福祉士、それから、精神保健福祉士といった専門職が在籍しておりますので、身体面、保健面の側面とか、あとメンタル面でのサポートなど、高い専門性を持つ職員が在籍しておりますので、専門性は確保されていると感じております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 来年の4月より開設をしてくださるということでありましたので、子ども家庭センターが新設された背景には、昨今の児童虐待相談件数やヤングケアラーの増加といった社会問題も挙げられております。従来の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合

することで、児童虐待の防止や早期発見、また、ヤングケアラーの支援強化を目指し、その結果、これまで支援が行き届かなかった人たちも含めて、全ての人が安心して子供を生み育てられる暮らしやすい社会が、相談しやすい体制もよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、周知方法もまた考へていただきながら、皆さんが利用しやすいような状況にぜひしていただきたいと思ひますので、これは要望でよろしくお願ひいたします。

次に、2点目の質問でよろしいでしょうか。

出産状況ということで、令和5年は17件ということでお伺ひしたと思ひます。本町は、少子化だとか、出生数の低下、状況に対して少子化対策の力を入れた子育て支援をしていただいていると思ひますが、先ほどもお話がありましたように、分娩費用というのは足りないという、平均では48万2,000円ということでお話があったと思ひますが、この近隣だとか、実際の状況だとか分かりましたらちょっと教へていただきたいと思ひますが。

○議長（柴田 孝君） 福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

出産費用につきましては、先ほど町長答弁にもありましたように、今、様々な個々の状況によって異なります。また、最近では、妊産婦の負担軽減のために、無痛分娩とか様々なオプションをつけて実施しているということも聞いております。

そういったことを踏まえて調査しましたところ、茂原市を含めた近隣地域、長柄町から、おおよそ出産に行ける範囲の分娩対応医療機関で公表されている範囲におきましては、出産に要する費用、つまり自分でお支払いする費用は50万から67万程度と聞いております。

そういったことを踏まえますと、現時点で出産の多くにつきましては、所属している健康保険から支給される出産育児一時金50万円では賄え切れず、不足分は自分で支払っている状況であるというふうに考へております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） また、2026年度からは、保険適用になれば、出産費用というのは全国一律の公定価格となると思ひます。原則3割の自己負担が生じるものの、また、医療機関によっては、公定価格が現在の費用を下回れば、形骸化につながってしまうと思ひますし、分娩に対応することが困難になる懸念があると思ひます。

妊産婦をめぐる現場の課題を共有して、負担なく安心して出産を迎えられる環境等を考へていただきたいと思ひますが、先ほども、状況が50万から67万、近隣地域ではあるということで聞いてお

りましたけれども、補助だとかということは、これ以上は考えていないのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） 今現在、議員がご指摘していただいたことと、先ほどの町長答弁にもありましたけれども、国のほうで出産費用については保険適用というところで議論が進んでおりますので、今後、そういった政策を注視しながら、検討していきたいというふうに考えております。

今現在としては、私たちのほうでは、その国の政策動向を見守るということで、ご了承いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） あと保険適用になった場合は、3割負担になった場合は、現行の支援金等はどうなるのか、伺ってますでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） 先ほどの町長答弁にもありましたが、国のほうで実施したアンケートでは、全国平均が48万2,000円ということになっておりました。これは、新聞等でも報道されたところでございますけれども、現在、このアンケートの詳しい内容、つまりどういったところを、点数とかそういったところをアンケートしたのはちょっと分かりませんので、どこまでが3割負担になるとかということも、ちょっと私のほうでは現在承知しておりません。そのため、この辺については、今、お答えできかねるということで、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 国の動向をこれから見ていくということで、そのときにはぜひよろしく願いいたします。

本町の新生児の支援金事業につきましても、今、国の応援ギフトの支給だとかということで、15万円が支給になっているということで、まして、長柄町は、子育てに対しては、町長の公約でもありました。本当に子育てしやすい状況になっていると思いますので、また今後、支援と子育てをする保護者の経済的負担軽減のために、また、今後さらに出産が多くなるような対策を、また、どこにもないことを考えていただきながら、挑戦していただきたいと思っております。

あとベビー用品の無料レンタルということで、やらないということでお話があったと思いますが、また、今後そういう友達同士から頂いたりとかということもあると言っていましたけれども、今、ほかの自治体では、この取組をされている自治体があります。ダスキンは民間です。お手伝いをし

ながらということで、とても喜ばれているという方もいらっしゃいましたので、その辺も今後検討課題としてお考えいただきたいということで、また質問させていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

母子モの手帳のアプリの導入については、また来年の4月から導入をされるということでありますので、よろしくお願いたします。あと、このアプリも無料であるということでありますので、本当に皆さんが使い勝手がいいような状況になるといいなと思います。

あと、今回ベビーファースト運動ということで、子育て世代が子供を生み育てたくなる社会を実現するための運動で、社団法人日本青年会議所が推進しているもので、長柄町も町長がこの運動に賛同して、令和5年11月16日、活動宣言をされました。安心して子供を生み育てられる環境や意識の醸成を図り、子育て世代を応援するというので、「はぐくもう笑顔と心豊かな長柄町っ子」子育て世代に寄り添い支える応援団ということで、町長が活動宣言されておりますけれども、本町の具体的な取組、また支援がありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） 議員の質問にお答えいたします。

現在のベビーファースト運動につきましては、既に長柄町でも様々な子育て支援策のほうを実施しておることと、今、目指すところでは、公民館と役場の前の駐車場にベビーファーストの絵を、イラストをプリントして駐車場の中で目立つように、ここは赤ちゃんなんかも使えますよというところで作っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 役場だとか、公民館の専用駐車場に載っているのがよく知っています。

具体的に、ほかのところの地域では、具体的な取組についてということで、何点か挙げられたりなんかしておりますので、その辺がホームページ見ても、どこを見ても分からなかったもので、ちょっと質問をさせていただきました。具体的に、本当にどういう取組がこの応援団としてできるのかどうかということ、もう少し具体的な支援を明確にさせていただきながら進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

あと先ほどの専用駐車場に、ベビーファースト運動の駐車場に掲げていただいていると思いますけれども、ほかでは、障害のある方、また妊婦中の方、小さなお子さんお連れの方などが利用できる、もう少し配慮すべき人が分かりやすくしていただきたいなということで、何度か総務課にもちょっとお願を言ったんですけれども、その辺はあのままなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

先ほどのこのベビーファーストの関係ですけれども、まだまだ本町は足りていないということで、質問の趣旨はよく理解しておりますが、スローガンとして今掲げて、これから具体的にどういうことをやっていこうかというところの段階で、多少の遅れがあるように感じられるかもしれませんが、これから他市町村の例などもならないながら、分かりやすい形でやっていければなというふうに考えております。

今ご質問の、もう少し分かりやすい、多面的な、赤ちゃんを持っている方だけのためのということではなくて、福祉目的のそのマークがということだと思いますけれども、確かに汎用しているものとしては、様々な工業界とかグループの中で、そういう絵柄が出ているのは承知しております。中には、お母さんのような方が、くるんだ赤ちゃんを抱いているような、そういう絵が路面にかかっているのも承知しているところなんです。本町に至っては、今回ベビーファーストをまず持ってスローガンを掲げたので、マークしようということで取り組んだところでございまして、もう少し足りないんじゃないのとか、そういうご意見も今後、町民の皆さんから頂くようなことがあれば、そのようなことを汎用しているものも含めて、駐車場の路面の更新のときにでも、また検討するとか、様々そういう場でご意見を頂きながら、より分かりやすいご案内ができるような形になればというふうに思っておりますので、今後、調査、研究をしながらやっていきたいと思っております。ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

町内の事業者様には、ぜひ長柄町と一緒にベビーファースト運動に参画いただき、子育て世代が過ごしやすくなる、また環境として自分たちならできる、また、自分たちしかできない取組に賛同していただけるように声かけをしていただいて、応援団を増やして、また、町民皆さんで応援していけるようにしていったらいいんじゃないかと思っておりますが、ぜひ事業者さんにも声かけをしていただきながら、できたらいいなというふうに思っておりますので、要望をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 次に、2項目めの質問に対する答弁を願います。

教育長、酒井昌史君。

○教育長（酒井昌史君） 体育館・武道館のエアコン設置についてお答えいたします。

初めに、小中学校体育館についてお答えいたします。

近年、記録的な猛暑への対応や熱中症対策など、児童生徒及び教職員の体調管理に配慮した学校の環境づくりが重要であると認識しており、本町では、平成28年度までに、児童生徒が1日の大半を過ごす普通教室及び特別教室への空調設備の整備を完了いたしました。

一方、体育館につきましては未設置であり、現在、暑さ指数（WBGT）が31以上の場合は、原則、屋外活動を中止、屋内活動は中止または実施形式を変更することとし、体育館を使用せずに、校内放送での全校集会を行うこともございました。

また、体育館での活動をする際にも、大型扇風機やスポットクーラーを活用し、併せてこまめな休息や適切な水分補給についての指導を徹底するなど、暑さ対策に努めているところであります。

学校体育館につきましては、児童生徒が体育の授業や部活動で使用するほか、災害発災時において避難所としても利用される施設であり、空調設備の必要性については認識をしているところでございます。

しかしながら、体育館へ空調設備を整備するには、大型エアコンの設置に係る事業費に加えて、効率的な冷暖房を行うために必要となる施設の断熱性能の確保や、電気容量の増設など様々な課題があります。

また、武道館につきましては、指定避難所ではないものの、毎日のように各種団体が利用されております。

現段階で利用者等からエアコン設置の要望はございませんが、その必要性については、学校体育館と同様に認識をしているところでございます。

今後におきましては、補助事業の活用や防災・減災に関する交付税措置のある有利な地方債制度の活用も視野に、関係部署とも協議を重ねながら、調査、研究を進め、よりよい教育環境の創出に努めてまいります。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 教育長、ありがとうございました。再質問させていただければと思います。

各学校の武道館、またスポットクーラーだとか、大型扇風機ということで対応されているということでお話がありましたが、そのスポットクーラーの設置状況についてお伺いできればと思います。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

各学校のスポットクーラーの活用状況でございます。長柄小学校、スポットクーラー2台、うち1台は学童保育で使っています。主に体育館に設置し、集会や保健体育科の授業で、及び運動会の

練習時に使用しています。

日吉小学校も同様です。スポットクーラー2台、配膳室と放送室に設置しています。長柄小学校同様、集会とか保健体育科の授業で使うこともございます。

最後に長柄中学校、スポットクーラー5台、配膳室に2台、体育館に3台でございます。主に体育館のステージ脇に設置し、授業等で使っています。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 生涯学習課長、石井和子君。

○生涯学習課長兼公民館長（石井和子君） それでは、本吉議員のご質問にお答えいたします。

武道館につきましては、大型扇風機3台を活用してもらっております。

以上になります。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 今、答弁を頂きましたけれども、この暑さの中で、日吉小学校は体育館に2台、また学童に1台、また、長柄小学校も2台、放送室ということでありましたけれども、中学校は3台ありながら、ほかに2台あるということでありました。

武道館は、大型扇風機ということで、スポットクーラーはないようなんですけども、この状況から見たときに、この暑さの中で、この体制で大丈夫なのかどうか改めて聞いて、皆さんもびっくりしているのではないかなと思います。

多分、今回の学校における熱中症対策ガイドラインの中にも、先ほど教育長からもお話がありましたけれども、暑さ指数によって、今回は、部活動だとか体育の時間、また行事等が結構中止になっているということを伺っております。まして、またプールなどの運動も中止になっているということで聞いておりますけれども、本当に喫緊の課題ではないかなという、本当に必要性ということは、皆さん誰もが感じていることであると思います。

なので、今、体育の時間もですけども、部活動も中止になったりとかということでありましてけれども、今後こういう運動が中止になったりとかして、生徒の皆さんにとって懸念されることというものは、どのようなことを認識しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） ご質問ありがとうございます。

今年は特に暑くて、熱中症対策ということで非常に心配されました。

先ほど言葉足らずで申し訳なかったんですが、各学校ではスポットクーラー以外に大型扇風機も併用しております。例えば、長柄小では大型扇風機6台、日吉小では大型扇風機10台、そして、長



柄中では大型扇風機3台ということで、併用しながら、熱中症対策も鑑みながら対応しております。

もちろん、エアコンの設置については、各学校から要望がございますので、関係機関と連携しながら進めていければなと思っています。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 生徒の皆さんにとって、やっぱり今後考えられるのは、心の健康だとか、体力の低下などの対策ということがやっぱり大事ではないかなというふうに思いますので、先ほど答弁がありました、教育長からもありましたけれども、必要性、また、いろいろな補助金を活用しながら考えていきたい、検討していきたいということでありましたので、ぜひ早めに対応を考えていただきたいと思います。

予算の問題、また、エアコンの設置となれば配管工事等もあると思いますけれども、今、いろいろ調べていますと、LPガスを用いるガスエンジンのヒートポンプのエアコン、災害対応型のLPガスバルク供給システムというのがあると思いますが、ご存じでしょうか。ご存じなようですので、またさらにそういうこともありますし、また、移動式エアコン、冷スポということもあります。移動式大型冷風機というのもありますので、何がいいのかということは、これから、またいろいろと防災事業の補助金を活用して、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

今、5年間のリースで導入できるというものもあります。そういうことも、もう調べていらっしゃると思いますし、また、初期費用を抑えることもできると思いますので、空調設備について、とにかく近年は毎年のように猛暑が続いていますし、災害はいつ起こるか分からないではなくて、災害は起こるわけでありますので、平時の施設開放でも、災害時の避難所でも、格差をなくして、子供たちの命、また、町民の命と健康を守っていただくためにも、早急な対策をぜひ強くお願いしたいと思いますので、町長、またよろしく申し上げます。

以上で、3項目め申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 次に、3項目めの質問に対する答弁を願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 防災・減災対策についてお答えいたします。

1点目の災害協定の状況ですが、昨年9月議会で議員のご質問にお答えした35件で、その後変わりはございません。

新たな協定といたしましては、現在、東京都品川区と災害時の協力協定を締結すべく進めているところです。また、町内のスポーツ合宿事業者及び宿泊業者と宿泊施設等の提供に関する協定締結

に向けて、同じく協議を進めているところでございます。

2点目のペットの同行避難ですが、まず現状として、これまでの災害で、ペットと一緒に避難したい旨のご相談を受けたことは幾つかございました。いずれも、車の中で避難させることで特に問題はなかったと聞いております。

本町の地域防災計画の中では、もちろん同行避難できることをうたっておりますが、衛生面やアレルギー対策、そのほか鳴き声などの問題から、避難者の居住スペースと一緒にペットが入ることはできません。原則、屋外となりますが、各避難所の状況により、スペースの確保に努める形としております。

今後の展開ですが、本町の避難所においても、ペットの同行避難を受け入れるケースが増えることが予想され、そのようなことから、環境省の人とペットの災害対策ガイドラインにのっとりた形で、本町の避難所運営マニュアルに改めて反映させ、併せて飼い主に同行避難のマナーや災害への備えについて理解を深めていただけるよう、啓発等に努めてまいりたいと考えております。

次に、指定避難所の自動発電機ですが、現在その機能を有している施設は公民館のみであります。

災害時に電力の供給がストップしたときの対策としては、復旧するまでの自立型電源、いわゆる発電機で補い、電力・水・照明などを確保することとしています。また、令和元年9月の台風による停電の経験から、電気自動車が非常用電源として効果的だったことと、また、避難所においては、情報収集手段としてスマートフォンが不可欠であり、その充電にも機動的に使えることなどから、電源の多元化として2台のEV車を保有しています。

災害が起こるたびに新たな課題が浮かび上がるのが防災対策の難しさであると言われていますが、中でも、今や我々の生活のほとんどに関わっている電力を確保することは、もっとも重要なライフラインになると言って過言ではなく、今後も非常時に活躍できる電源の確保、整備に努めてまいります。

さらに、災害時に孤立する可能性のある集落への支援ですが、本件は、本年元日に発生した能登地震を受けて、県が可能性調査を実施した結果として報道がされたところであり、本町では、まだ具体的な地域内の調査には至っておらず、今後、実態と要望等を確認した上で、県の補助事業を有効に活用し、地域防災の充実につなげてまいりたいと考えております。

次に、要援護者支援個別避難計画については、国において、令和8年度末までに策定を完了するよう努力義務を定めております。このことから、個別避難計画が必要となる方々について、地域の実情に即した基準を設け、また、避難支援に携わる関係機関の方々や学識経験者を加えた協議会を今後立ち上げた上でしっかりと議論し、実効性のある個別避難計画の策定に取り組み、町民の安心

安全につなげてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁いたします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） それでは、災害協定の状況についてということで、先ほども防災・減災対策についてということで、35件の協定を結ばれて、また、新たにこれから協定を結んでいくということでお話があったと思います。

私が聞きたかったのは、今回、結んで終わってしまうのではなくて、定期協議だとか備蓄状況の確認などの実効性を高めるための運用改善が必要と考えますが、その辺はどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

議員のご質問のとおりということもございまして、確かにおっしゃられるとおりで、やればやりっぱなし、締結すればしっぱなし、これが一番本当は不安な要因の一つだということで、前回、9月のときにもお答えがあったかと思えます。

定期的な確認とか、日頃から相手方との相互の連絡の取り合いなどが大変重要になってくるというふうには認識しております。

本年度、私がここに来まして入ってから、状況といたしまして、全てとはまいませんが、幾つかの企業様と災害時の支援につきまして、具体的な確認を電話で行っております。

また、相互支援協定、行政が多いんですけども——を結んでいる、またこれから結ぼうとしている、先ほど町長の答弁にもありましたが、そのようなところの他の地方公共団体との連絡は、先月の台風ですとか、その他、局地的な豪雨、大雨情報の発令などの機会を逃さずに、お互いに連絡を取り合っている状況でございまして、その点では大変心強く感じております。

今後も、協定の相手方と互いに顔の見える状況ということをご心掛けてまいりたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ぜひ運用の改善だとか、また、支援の連絡を確認しながら進めていただきたいと思えます。

例えば、NTTとの連絡協定を結んでいると思えますけれども、災害時に無料で使える特設の公衆電話について、提供体制などはありますでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

これ情報を頂いたので、調べた話をちょっと認識として言わせていただきますと、これ電話の貸し出しサービスは、携帯電話の場合と、それから、置き型の場合とあるというふうに承知しました。携帯を貸し出す事業についても、全量としてあまり量が多くないのか、あるけれども、県内全域になると、長柄町にどれだけの物が来るのか、各自治体にどれだけを配布できるのか、この辺については、NTTとしては明確にお答えできないので、あんまり当てにしないでといいますか、できる限りというようなところで、ご認識をいただきたいという話は伺いました。

いずれにしても、大変有効なサービスであるのは気づかせていただきましたので、これらを起動させるためには、まずはNTTさんとの包括連携協定を組んでいるものの、個別の覚書が必要になるというふうに言われましたので、早速事務的な話ですので、その辺を進めさせていただきたいというふうに考えております。

1点だけ本会議での一応答弁なので、覚書が提携できるかどうかについても、NTTとしては明確にお答えできないということで、申し出れば100%できるというものでもなさそうなところもございました。努力してきちんとこれらが町民に還元できるように頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） NTTだけではなくて、ほかにも覚書等必要なものがあると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

ペットの同行避難につきましても、今まで何回も避難されて、福祉センターでペットを連れてこられた方もいらっしゃいました。その中で、いろいろな方がいらっしゃいますので、動物が苦手な方、アレルギーがある方だとかということもありますので、これから屋外のスペースを確保していただけるということですので、またぜひよろしく願いいたします。

災害の指定避難所等の大規模停電が発生した場合は、公民館だけということでお話があったと思います。非常電源の整備についても、各避難所に対しての整備はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたけども、各避難所に発電機を配置するという形で、全てに現に行っているかということになると、発災後に持っていくようなところもあるように確認しており

ますが、いずれにいたしましても、手元の数字で10台以上、10台から十数台発電機を有しておりますので、それらを機動的に動かすということになろうかと思えます。

先ほど答弁にもございましたE V車のほうの関係も、需要に応じて移動させて、それらに対応するということになろうかと思えます。

あと、先ほど来質問でございますクーラーの関係です。今あるスポットクーラーというのを、もう十数年前に導入して、時間も結構たっておりまして、その後には、様々背面から暖かい空気が出ないような、議員が先ほど来おっしゃっているポータブルクーラーのようなものの大きなものもあるというふうに聞いております。

エアコンの大改修ということになれば、かなりの事業費がかかりますので、それこそ調査、研究という答弁でございますが、かなりの時間を要するものもあるかと思えますので、まずはそのポータブルクーラーなどの機動的なものを検討して、今後の実施計画等で相談をしながら、最低限と言っているのかどうか分かりませんが、その辺の避難所の配慮をしていければというふうに、私としては考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） よろしく願いいたします。

あと福祉センターの建物の一部が土砂災害警戒区域にかかるため、大雨時の使用は注意が必要のようになっていると思いますが、もちろん災害対策本部でも検討されていると思いますが、今後の対策や検討はどのようにお考えなのか、お聞きできればと思います。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

北側の大きな山の関係でということだと思いますけれども、物理的に個人所有地のあの山を今どういうふうにするという考えは、町には持ち合わせがございません。

福祉センターも、今回の7号もそうでしたけども、広い畳の部屋を使って、かなり有機的に避難所として稼働しているという状況は、過去の災害の関係からも明確でございますので、これからも避難所としてしっかりとやっていきたいと思っているんですが、今、議員のご不安な部分につきましては、北側からできるだけ離れた場所とか、そういうことを土砂災害警戒情報等が出ている場合には、避難所の運営上で対応させていただきまして、対応を図ってまいりたいと、今はそう考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） あと、先ほど非常用電源についてなんですけども、EV車だとかということでもお話があったと思うんですけども、災害が発災後は、その現地まで行けるかどうかということも、ちょっと心配な面もありますので、一応、本当に避難所となっているところには、前もって準備をするということになっているのかどうか分かりませんが、早急に手配をしていただきたいというふうに思いますが。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

ちょっと私の先ほどの答弁が迷いがあって違ったようでございまして、各避難所に行っているようございまして。ただ、それがちゃんと動くかどうかの確認とか、そういうところを怠っているところがないかどうか、その辺を今後確認しながら、いざというときにちゃんと動くような形にということで心がけてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） よろしく申し上げます。

それでは、災害時に孤立する可能性のある集落の支援についてですけども、集落が孤立した場合は、外部からの救援を受けることが困難になったりとか、施設の確保の食料だとか、水だとか、備蓄を確保する場所など、支援を受入れなどの対策が必要と考えます。

これから地域との話し合い、また協議をされていかれると思いますが、地域の被害状況を想定して、3か年の計画ということで伺っておりますので、早めに取り組んでいただき、その状況を、発災後は迅速な対応をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、個別避難計画につきましては、災害が発生時における要配慮者への支援では、安否確認が何より重要となり、近隣の協力者をはじめ、民生委員だとか、自主防災組織の関係者など、地域住民の協力が不可欠となると思います。

そこで、災害発生直後に、玄関先などに、道路から見える場所に、無事を知らせる黄色のハンカチだとか、無事という紙を挟んだファイルをメッセージとして知らせることが安否確認、また、救助活動の効率化が図れると思いますが、この黄色いハンカチ作戦に取り組むという提案をしたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） 本吉議員のご質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁にもありましたように、今後、個別避難計画につきましては、町の実情に即した

基準を定めるということで、この中で、個別避難計画全体の運用についても話し合われると存じますので、その際に議題に出して検討をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） よろしく願いいたします。ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

あと防災訓練というのは、今年は10月の26日に行うということで伺っておりますけれども、ぜひその参加者に対して、どういう方を参加対象にするのかということもよく考えていただきたいと思っております。

また、別として、町長は行政組織の見直しで、今後にも必要に応じて、適宜組織機構の見直しを実行し、行政ニーズを多様化などに対応されるとのことでしたが、危機管理体制の強化として、危機管理課のような部署の機構改革が必要ではないかと提案いたしますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

この一連のご質問もそうなんですけれども、ここのところ、自然災害がすごい激甚化してきて、想定を超えるような災害がたまに起きるんじゃなくて、頻発をしているというような状況でございます。私、総務課のほうに、今おりますけれども、たまに災害対応をするんじゃなくて、何かそういうことが非常に多いということで、私もご質問の趣旨非常によく分かるところでございまして、たまたまというわけではないんですけども、今回、巨大地震の関係の注意の関係も含めまして、町長のほうから、なるべく今年度中に災害対応の能力を向上させることを念頭に防災危機管理部門の部署を設けるとか、そういうことを内部で検討を進めてくれないかと、そういうふうな話をご指示を受けております。

それについては、今後、国とか千葉県、また、周辺の自治体の状況など、情報収集をまずもってさせていただきまして、早急にその辺の調査を進めた上で進めてまいりたいと、合意形成を図ってまいりたいというふうに考えております。ご質問ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 最後に、雨が強い場合だとか、防災無線や個別受信機の無線が届かないなどのときに、電話にて放送を聞けるようなシステムがあります。防災行政無線電話応答サービスを、本町でもぜひ取り入れていただきたいと思っておりますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

これについて、議員からの情報も頂きまして、勉強させてもらいまして、近隣でもやっているところがあるというところを承知しております。深いところがまだ分かっていないところがあるんですけども、かなりのイニシャルがかかっちゃうとか、あとランニングも意外にかかるんだというのが、他の町からも聞こえてきているところもありまして、これ総数としては、今、完全に減ってくる傾向にあるんだそうです。というのは、昨年、町もやりましたけど、親宅の交換工事もやりましたが、その辺でいろんなものとの連携が可能になっているということもあって、議員がおっしゃったように、目で見える形もそうだけど、耳でというアナログも必要だよという趣旨だとは理解しておりますので、その辺の今言ったお金の関係とか、将来的な見通しも含めて、これから検討した上で、またお答えしていければというふうに思っております。情報としてありがとうございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 以上で本吉敏子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は1時25分とします。

休憩 午後 0時27分

再開 午後 1時25分

○議長（柴田 孝君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 高橋 智恵子 君

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 5番、高橋智恵子でございます。午前中に引き続き、傍聴の皆様にはありがとうございます。

議長のお許しを得ましたので、質問に入らせていただきます。

今回は、学校における部活動地域移行についてです。答弁の中でまた詳しく説明があるかと思



ますけれども、私のほうからも少しお話をさせていただければと思います。

部活動地域移行とは、これまで学校の教員が担ってきた部活動の指導を、地域団体や関係事業に担ってもらおうということで、地域の活動に位置づけることを指します。2022年12月に、スポーツ庁と文化庁によりガイドラインが策定され、2023年から2025年度までに改革推進期間として段階的に取り組んでいくとしたものです。

背景として考えられるのは、1つ目は、生徒数の減少によって部員が足りなくて部活動が成り立っていかない。2つ目として、教員の部活動への負担増につながっており、特定のスポーツや文化部の専門を指導できる教員の確保ができないため、経験の少ない、または経験のないことを教員の先生が務めなくてはならないために負担の増になっている。3つ目としては、部活動のニーズの多様性として、高いレベルの指導を希望する子供もいれば、自分のペースで学びたいという子供もいる。そういった私の考えられるこの3つの背景があるかと思います。1番は、やはり生徒数の減少によって部活動がだんだん成り立たなくなってくるのではないかと思います。

今まで本当に子供たちが中学校に入ったとき、楽しみの一つとして部活動を選ぶというのがあったかと思います。当たり前で今まで、私もそうですが、当たり前に入部できていたこの部活動が選べなくなってきて、子供たちのチャレンジ精神とか、やりたいというような好奇心を損なってしまっているのではないかと思います。

実際に、長柄中でも、これまで部活動の成績で高校進学を決めた子供もいますし、またプロを目指した子供もいるのが事実です。

学校にとっても子供にとっても、この大きな改革は大変な事業になると思いますので、今回質問として取り上げ、これを広く地域の皆様に周知していただき、学校だけの問題ではなく、長柄町全体の問題として考えていかなければならないと思い質問をいたします。

- ①小中学校における部活動の現在の活動状況をお聞きます。
- ②教師の部活動が公務へ支障をきたすとありますが、長柄の現状はどうかお聞きます。
- ③部活動における教師の専門性は、現在どうなっているかお聞きます。
- ④中学校吹奏楽部への地域移行の現状をお聞きます。
- ⑤保護者への周知は行っているか、また反応はどうだったかお聞きます。
- ⑥今後の取組についてお聞きます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（柴田 孝君） 初めに、1項目の質問に対する答弁を願います。

教育長、酒井昌史君。

○教育長（酒井昌史君） 学校における部活動地域移行についてお答えをいたします。

部活動は学校教育の一環として、スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけではなく、教科学習とは異なる活動を通じた人間形成の機会でもあり、豊かな学校生活を実現する役割があります。

しかし、少子化が進む中、部員が減少し、活動の維持が困難になり、教員の働き方改革の推進が喫緊の課題である中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保することや、地域の子供たちは地域で育てるの意識の下、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用し、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現する必要があります。

それらの解決策として、国は公立中学校の休日部活動を段階的に学校単位の活動から地域単位へと移行していく方針を示し、現在に至っております。

1つ目の小中学校における部活動の現在の活動状況ですが、小学校では、陸上競技部のみ、4月から6月の陸上競技大会当日までの約2か月間、期間限定で活動しております。活動時間はバスの時間の関係もあり、放課後1時間程度となっております。

中学校では、吹奏楽部、卓球部、ソフトテニス部、サッカー部、野球部の5つの部活動が、火曜から金曜日までの4日間、放課後2時間程度、そして、土曜か日曜日のどちらか1日、3時間程度活動しております。

2つ目の部活動が公務へ支障を来すのかという質問ですが、学校部活動が教師に及ぼす影響として、長時間の部活動が、心身への負担などにつながっていると感じる教師もおります。

そこで、長柄町でも部活動の方針を作成し、1日の活動時間は長くとも2時間程度とする、平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上、休養日を設けることを基準とすることを示し、校長会等で教職員の働き方改革を進めるよう指導しており、時間外勤務が当たり前のような状況から脱却し、教師の負担軽減につながっております。

今後も教育委員会として、公務へ支障をきたさないよう、複数の顧問を配置するなど、教職員に指導することを継続してまいります。

3つ目の部活動における教師の専門性ですが、顧問がその競技の経験者でない場合が多いです。その場合、各部の顧問が独自で工夫をして、生徒と共に学びながら指導しておりますが、長柄中吹奏楽部のように、外部講師に依頼することで成果を上げている例もあります。

4つ目の中学校吹奏楽部の地域移行の状況ですが、昨年度から長柄中吹奏楽部の休日の部活動は、ゴーシュ音楽院さんのご協力の下、活動しております。プロの演奏家から直接指導が受けられることで、生徒も保護者も歓迎する声が多いです。さらに、専門性のない教員の負担軽減にもつながっ

ており、教職員にもよい影響を与えております。

スタートから1年半が過ぎ、来年度以降の活動について、他の部活動も併せてどうするのか、関係機関と協議中でございます。

5つ目の保護者への周知及びその反応ですが、現在、小中学校の全教職員への説明を終え、今月中に行われる第2回の学校運営協議会で委員の皆様へ説明し、協力を依頼いたします。さらに、保護者と子供たちに説明をし、アンケートを取り、より多くの意見を頂きたいと考えております。

6つ目の今後の取組ですが、県の方針に則ると、令和7年度末までに、吹奏楽部以外でもう一つの部活動を地域移行へ、さらに令和8年度末までに、可能な限り残りの全ての部活動の休日地域移行を目指します。そのために、町内で活動している関係団体及び保護者との連携協力により、実現を目指してまいります。

以上、高橋議員への答弁といたします。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 答弁ありがとうございました。再確認にはなりますけれども、2025年、また、令和7年、8年に準備期間ということで、努力義務ということになるかと思っておりますけれども、今、土日どちらかに絞っていて、最終的には時間がかかっても、年数がかかったとしても、全て地域移行にするようなお考えということでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） お答えいたします。

国は、段階的に学校単位の活動から地域単位へと移行していく方針を示し、議員ご承知のように、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間としています。それにならって、県では、基本的には国の方針に則り、休日部活動の地域移行を進めていくものとしていますが、市町村に対しては、なるべく速やかに移行することとしています。

長柄町では、令和5年度から休日の部活動地域移行の準備を開始し、令和8年度までに段階的に進めることとしました。今後も、国や県の状況を見ながら、他の市町村とも連携しながら、できる限り進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。本当に年数もかかるし、準備が大変かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それに伴いまして、町内とか近隣の市町村への一般的なクラブとございますか、そういう団体のリ

サーチとかはしてあるんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） お答えいたします。

近隣の状況ですが、睦沢町では、卓球部とバレーボール部について休日の指導を外部委託しております。また、茂原市では、柔道部とバレーボール部で地域移行が進んでおります。

ただ、どの市町村も、地域移行への課題として、人材の確保などの体制整備と財源の確保がございます。長柄町だけではできない課題に対しては、近隣の他市町村に働きかけることも考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） やはり、そういった既に行われているところのを参考にしながら考えていただければいいかと思えます。

例えば、どうしてもそういう部活動の種類によっては、場所の確保とかが難しくなってくるかと思いますが、そういうときに、土日でも現在の学校の施設とかを使うことというのも可能でしょうか。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） ありがとうございます。

進んでいる他市町村の中には、既存の学校の体育館とか、そういう部活動、活動を行っている場所を使ってやっているところもございますし、公民館のような公共の場を使っている場合もございますので、長柄町としては、どういうものが一番よいか、またそのときそのとき対応を考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 一番最初の①の質問で、私は、小中学校における部活動ということをお聞きしたんですが、先日、ちょっと教育長とお話したときに、実はもともと小学校に部活動というのはないということをお聞きして、よく金管とか、陸上は期間が今短くやっているようですけども、大会とかがあったので、よく金管とかがあったので、それも小学校の部活動なのかなと思っていたら、部活動というよりも千葉県はそれを行っているんだよということで、ちょっとびっくりしたんですが、小学校の金管部においても、今まで入学式とか卒業式のときに式典でとても上手に演奏してくれたというのを覚えているんですが、そういった使わなくなった楽器とか、そういう保管とか、

そういう利用とかはどのように考えているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、部活動がなくなった場合に、そういう楽器等が有効活用されないということも想定されますので、小学校、中学校ともにいろいろと話し合いながら、有益な方法を考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ②として、教師の働き方改革、そういう話があったんですけども、今回の移行もその要因の一つかと思いますが、もう何年か前から、学校における働き方改革というのがうたわれてきておまして、この部活動に限らず、様々なところで、先生方、働き方改革をしているかと思いますが、いろいろな事例といいますか、今までこういうことをやってきたんだよというようなことがお聞きできればと思います。お願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） ご質問ありがとうございます。

全国各小学校、中学校で働き方改革は進んでおります。働き方改革のポイントは2つございます。一つは業務改善、もう一つは教職員の意識改革です。

長柄町においても、各学校では、業務の精選として、行事などのスクラップ・アンド・ビルドを行いました。その中で、部活動の地域移行も大きな要素の一つでございます。具体的には、タイムカードによる出退勤の管理、そして、部活動をやらない日、ノー部活動デーやノー残業デーの実施など、様々な取組を各学校でしております。そして、今後については、留守番電話を各学校に導入する予定でございます。

町教育委員会としては、働き方改革を進め、教職員が子供たちと向き合う時間を確保すること、教育の質が向上することを、これからも学校と連携しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

タイムカードのお話がありましたけれども、たしか私がまだ教育委員だった頃にそういったお話もあって始められたかと思うんですが、本当に先生方、残業があったり、家にお仕事を持ち帰っていたような現状があったので、その辺、しっかり一般企業と同じように、先生方も就業時間に関し

てはきちんとしていただいたほうがよろしいかと思えます。

本来であれば、授業とか教育のほうに先生方しっかりと向き合っていたきたいので、少しずつこれからも働き方改革を進めていっていただければと思います。

先ほど、中学校吹奏楽部地域移行、地元の音楽、ゴーシュさんをお願いをしているということで、その辺のお話もゴーシュさんにお聞きしましたところ、担当されている中学校の音楽の先生も大変助かっているし、生徒たちにとっても、プロの若い先生が指導に入っているの、楽しく活動しているというようなこともお聞きしております。

ただ、人が動けば費用もかかるわけでございますので、その辺も今後、町長はじめ考慮をしていただければと思っています。

私のこれ希望なんですけれども、将来、長柄町にも吹奏楽団みたいなのができれば、文化的にも長柄町のためになるのではないかと考えていますので、文化部等の地域移行に関して、そういった文化の長柄町にするようなことも考えて、少しずつ進んでいければ、関係団体とか関係者という方向に進んでいければいいかなと、私の希望もあり考えております。その辺、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） ご質問ありがとうございます。

議員おっしゃったように、町の既存のゴーシュ音楽院さんをはじめ、音楽だけではなく、いろいろなスポーツも含めて、令和8年度スタートに向けて、どのように協力できるか、どのように学校と関わっていけるかということで、今、いろいろと話し合いの場を持っているところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 5番目の保護者への周知等に関してなんですけども、今、学校運営協議会というのが設置をされまして、先ほど教育長の答弁の中にも、また協議会が開かれて、そこでお話をされるというようなことも、先ほどおっしゃっていましたが、学校運営協議会においても、部活動地域移行に関しては、その役割も大変大きなものになるかと思えますけども、この部活動地域移行の話以外に、これまで学校運営協議会が開かれたときのその様子といいますか、そういうことがお聞きできればと思います。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） ありがとうございます。

現在までに学校運営協議会、通称コミュニティ・スクールについては、2回、各小中学校3校で開かれています。5月に行われた第1回目については、どの小学校、中学校も、委員の方から、学

校の役に立ちたい、どうすれば自分は学校の役に立てるかという建設的な意見があつて、第1回目が終わりました。9月に始まった第2回目については、議員おっしゃるとおり、休日の部活動地域移行についてご説明した後、委員の方からご質問を受け、部活動の地域移行においては、地域人材の発掘、活用が大事なところでございますので、ご協力できる部分、情報等も含めて話し合っている最中でございます。

また、年明けに第3回がございますので、また第2回目以上に、この地域移行について情報の収集や話が進んでいけるといいなと思っています。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。この学校運営協議会というのは、今まであった学校評議員ですか、その方よりも、かなり権限を持つ協議会というふうに認識をしているんですけども、その辺の委員の選出というか、人材はそれなりの方と言ったらあれですけども、かなり権限を持つ協議会になるかと思っておりますので、その辺の人材の選任というのは大丈夫でしょうかと言ったら大変失礼ですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） ありがとうございます。

今まであった学校評議員会と、この学校運営協議会は似ているようで違います、議員おっしゃるとおり。校長が定める学校運営の方針について承認したりするという大きな役割がございますので、そこが大きな違いです。

委員の人選については、学校のほうから11名、12名推薦してもらいます。その人たちの立場としては、有識者だったり、PTAの現職の会長だったり、地域の方だったりということで、11名から12名選んでおります。教育委員会のほうで承認するというのでスタートしています。一生懸命、とても皆さん頑張って建設的な意見をおっしゃっているので、学校側にとってもとても有益な話合いだと思っています。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 既に5月に開かれたところで、学校とか地域の役に立ちたいとおっしゃっていたということで、やはりその地域を愛して地域のために頑張りたいという方が選任されているかと思っておりますので、その辺、また引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

この話は、本当にこれからどのようになっていくか、先生方、学校もこれから考えていくところで、今、どの程度、今の段階で予測をすることはちょっと不可能かと思っておりますけれども、いずれに

いたしましても、子供たちの中学校3年間が無駄にならないように、そして、前回6月の質問でも私は学校のことに触れましたけれども、やはり生徒数が少ないからあれもできない、これもできないということではなく、やはり、その辺は少ない人数でもできるような、子供たちが伸び伸びと過ごしていけるような、そういった学校運営をしていただきたいと思います。

今回は、この問題が持ち上がっているんだよということを広く保護者も含め、地域の皆様、議員の皆様を知っていただきたいということで質問を上げましたので、これ以上の内容については、今後またいろいろ教えていただければと思いますので、今回の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） 以上で高橋智恵子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時からとします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時00分

○議長（柴田 孝君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 宮 坂 陽一郎 君

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今日は2点ほど質問があるんですが、その前に、今日ちょっと町長のほうから会議前にお話があつて、福祉センターのところの温泉、ここでレジオネラ菌が検出されて、今、使えない状態になっているということなんですが、この対応に関してちょっと気になったので、町長の話ですと、これは全体的に配管含めて消毒をして、その後、検出されるかどうかを見て、オーケーであれば、また再開すると、こういうお話だったんですけども、要は原因が分からないんです。なぜ増えたのか。システムの問題なのか、人為的なミスなのか、これをまず明らかにしないと、消毒して、今出ているやつを殺して、次入れて、ああ出てないからオーケーというわけにはいかないのです。レジオネラ菌、これはご存じかもしれないんですが、非常に増殖が早いんです。大体、



ちょうどお風呂の温度、40度前後だと、早ければ4時間、遅くても8時間で倍化するのです。要は分裂するのです。増えていくんです。それが計算すると、今、現状2日間お湯替えをしないという運用をしているんですけれども、これ2日間だと、最低でも250倍、最大で1万6,000倍まで増えるということになるんです。ですから、単純にこれ1回測ってオーケーというわけにはいかないんです。

これはどういう消毒方法を取るか分からないんですけれども、レジオネラ菌というのは、大体60度以上温度を上げれば死滅します。それ以外に塩素とかオゾンとか、あるいは紫外線とか、そういう殺菌方法があるんですが、最も効果的なのは、その温度を上げるというので死滅させることができます。

ですから、ちょっと素人考えでいうと、ためておいて、2日間に替えないんだったら、夜中に60度から70度ぐらいまで上げて、それで殺菌してからまた運用すると。そういうやり方をすれば安心できるんですが、現状の運用がどうなっているか。いずれにしても、原因がはっきりするまでは、ちょっとその辺、消毒した後、例えば、二、三日に1回、毎回測るとか、それで菌が増えていってないかどうかというのを確認してからじゃないと、再開するのは非常に危険だと思います。

これは、犠牲者が今回出てないので、非常にラッキーだったと思うんですが、私としては、そういう形で安全面を重視していただきたい。

これに関しては、後ほどちょっと町長のほうからもコメントを頂きたいところです。

今日の質問なんですが、ちょっと今回は、道路の安全管理、維持管理、これに関してというのと、それから、本会議等での質疑応答、結果のフォローに関して、この2点ですが、まず、ちょっとこれ、私、非常に感動したので取ってあるんですが、町長選のときの約束がここに書いてあるんです。3つの約束ということで、福祉の充実、子育て、千葉県一を目指す、それから、安心安全なまちづくり、この3点を約束ということで、選挙に臨まれて、2年前に当選されている。1番と2番は、ちょっとよく分からないんです。目指すというのは、目指していれば、結果は関係ないんで、充実というのもちょっと分からないんですが、3番目の安全なまちづくりという、これはかなりイメージしやすいので、今回ちょうど道路の関係とかの質問に当たって、やはり安全なまちづくり、安全というと、まずイメージするのは、やっぱり災害対策とか、それから交通安全です。大体すぐ私の頭にぱっと浮かぶのはその2点なんですが、ちなみに、この災害対策に関しては、近隣の自治体が結構頑張っているんです。例えば、いすみ市は、5年前の台風のときにもものすごい被害を受けたんです。それは、主に倒木なんです。木が倒れて電線を切ってしまうと停電が長期化したと。これが非常に問題で、これ電気が来なくて、エアコンが入らなくて、犠牲者まで出たということで、いす

み市のほうはかなり積極的に、これ5年前から危ない木をどんどん切っていくという事業をやっています。

このいすみ市は、実は長柄町と一緒に、県とか国から補助を受けるための条件として森林組合があるというのが入っているんですが、それがありません。ですから、一切、国とか県からは補助を受けずに、独自で予防伐採をやっていると。これでかなり今進んでいるというふうになっています。

これは非常に積極的に、町が独自に危険な木を調査をして、それでスピード感を持って伐採を進めていくよという、そういう意気込みを語られているという、そういうふうな記事が千葉日報に載っていました。ちょうど9月10日の記事でした。

それと、もう一つは、茂原市、これは、茂原市の今年5月、これ新たに就任した市長が、これも6月の、要は翌月、これの定例議会で、田んぼダムの予算化を行っております。これは、あとそれ以外に、今後も河川周辺に親水公園をつくったり、遊水地、つまり洪水が起こったときに水をためるための遊水地です。こういったものをつくっていきたいというふうにおっしゃっています。

ただ、これは県から補助が出るので、その予算を使うというのが趣旨のようなんですが、私、一つすごいなと思ったのは、8月の台風7号のときなんですけども、このときに、8月15日には土砂の災害警戒区域とか、あと冠水、要は水に浸かってしまいそうな地域に関して避難指示を発令しているんです。これ非常に早いです。

これなぜかという、これ市長いわく、高齢者や支援が必要な方の避難を第一優先に考えたときに、冠水が始まったときの避難が一番危ないと言われている。そうなんです。だから、そうなる前に避難所を開設して、受け入れられる体勢を整えようということで早めに発令したと。非常に、だから市民のために考えてやられていると。ここはかなり、私も、ああすごいなというふうに思いました。

こういった近隣自治体の動きは、やはり参考にすべき例だというふうに思います。

今回、もう一つの安全対策と考えられる、その道路の安全です。これに関して質問させていただきますけど、安全面だけではなくて、町の人口、今どんどん減っていますけど、やはり外からも来ていただきたいというのが町としての願いだと思えますけれども、そのためには、やはり景観が非常に重要なんです。やっぱり長柄町の魅力というのは、一番大きいのは、私は外から来た人間なんで、割とそういう感覚に近いと思うんですが、この町の最大の魅力は、やはり景観です。里山が広がっているこの景観です。これをやはり守っていかないといけないというのが大きいと思うんです。これは、町長も里山を守るということでおっしゃっていますので、これは非常に期待したいところです。

今回は、まず1つ目は、町内の安全面及び景観面で道路の維持管理、町長としてどう考えていらっしゃるのかというのを伺うのと、細目としては、維持管理するためには、町内の道路のパトロールが必要なんです、当然。これ見てないと、どこがまずいかと分からないわけだから、当たり前の話です。なので、町内の道路のパトロールをどの範囲で、どのくらいの頻度で行っていて、その目的は何のためにパトロールするのか、あるいはその頻度の、あるいは範囲の根拠は何なのか、これを細かく伺いたいと思います。

続いて、年間の予算です、維持管理に関しての。これの要求額と、実際決まった額、要は担当課がこのぐらい要求額があるよといったものに対して、町として、これにしなさいよというふうに決定するわけですが、これがどのくらいになっているのか、それから、対策要望箇所、箇所というか数です。町民から、あるいはその他から要望が出ていると。その箇所が何か所あって、実際に対策を実施した数がどのくらいかと。これを過去5年分にわたって教えていただきたい。

それから、3番目は、道路の維持管理に関する作業、工事の対象箇所情報です。これは、要はどこ、何か要望があったから、ここを直さなきゃいけないとか、そういうのは情報として、担当課が持っているというお話なんです。どういうふうに進めていくかという情報もあると。だけど、これがオープンになっていないんです。本来だったら、やっぱり町民の方が、例えば、議員なりあるいは自治会なりを通して要望した問題になる道路の補修だとか、その他の安全面に関するものとか、そういった要望に対してどういうふうに進められているのか、いつじゃあ終わるのか、そういったことが情報としてあるんだけど、それが町民のほうには全く分からないと。これはぜひオープンにしていきたい。それが今できていない理由を伺いたい。これが大項目の1番の内容です。

それから、2番目は、これは、以前から要望項目として挙げているんですけども、本会議において、質疑応答、今日もそうですけど、各議員の方がいろいろ質問されて、執行部のほうでこうしますよとか、それは検討しますよとかという話があると思うんですが、それが、その後フォローされてなかったという、これは、大本は5年前に台風の被害があって、その後、特に冠水ポイントのところで車が浸かっちゃうわけですから、そこは誰かが立って、ちゃんと誘導しないと、それ見えなにか分かんないでしょうということで、議員のほうから質問があって、それに対して、執行部として、じゃあ消防と協力して、それはやっていきますと。ちゃんと冠水ポイントに立って誘導しますよというふうになっていたんですが、それが忘れ去られていたというのが分かったわけです。それが発端なんです。

ですから、少なくとも、それを5年以上遡って、一体今までの議会のやり取りで、どういった質疑応答がなされていて、執行部としてやるとか検討するというのが、今どうなっているのか、過去

そういったものがあって、結果的にどうなったのかと、これはまずオープンにさせていただきたい。

それから、総務課のほうでは、これをホームページで公開するというにしているということなんです、その実施時期がまだ決まっていないんです。やるやると言っ、いつやるのか分からない。だから、これは、ぜひ実施時期を、これは、町長のほうで、いつまでに町民に対してこれ公開できるようにしますよという、そういった回答をぜひ頂きたいと思います。

以上、2点になります。よろしくお願ひします。

○議長（柴田 孝君） 初めに、1項目の質問に対する答弁をお願いします。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 宮坂議員のご質問にお答えします。

町内道路の安全面及び景観面での維持管理に関する考えはとのご質問についてでございますが、道路管理者といたしましては、町が管理する道路が常に良好な状態を保ち、交通の安全かつ円滑化を図れるよう、引き続き努めてまいりたいと存じます。

なお、個々の質問につきましては、建設環境課長から答弁させますのでよろしくお願ひいたします。

[発言する者あり]

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君に申し上げますけど、通告外ですので、これは別途お願ひしたいと思います。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） 引き続き、宮坂議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町内道路のパトロールの目的と範囲及び頻度に関するご質問についてお答えいたします。道路のパトロールについては、道路が常に良好な状態が保てるよう、道路の異常や不法行為、交通に支障となるものを発見するために実施するものです。

現在、町が管理する法定道路は、認定町道が約291キロメートル、認定農道が約2.7キロメートル、認定林道が約3.8キロメートルございますが、建設環境課所管分では、認定町道のうち、幹線1級町道、幹線2級町道の約46キロメートルを、また、産業振興課所管分では認定農道及び認定林道の約6.5キロメートルを主に道路パトロールを実施すべき路線としており、台風や大雨、強風、地震などの異常気象により交通に支障を来すおそれがある際は、先ほど申し上げました路線を中心にパトロールを実施しております。

また、日常の業務中においても、道路を利用する際は注視するよう心がけております。

しかしながら、道路のパトロールを実施するに当たり、作業の根拠となる要綱や要領などは設け

ておりません。

次に、2点目の町内道路の維持管理に関する年間予算の要求額及び決定額、対策要望箇所及び対策実施箇所の過去5年分についてお答えいたします。

令和元年度は、予算要求額2,782万7,000円に対し、決定額は同額です。対策要望箇所数は87か所、対策実施箇所数は39か所です。

令和2年度は、予算要求額2,774万円に対し、決定額は2,479万円で、対策要望箇所は106か所、対策実施箇所は63か所です。

令和3年度は、予算要求額2,042万2,000円に対し、決定額は同額で、対策要望箇所数は106か所、対策実施箇所数は47か所です。

令和4年度は、予算要求額1,606万1,000円に対し、決定額は同額で、対策要望箇所数は113か所、対策実施箇所数は53か所です。

令和5年度は、予算要求額1,620万円に対し、決定額は同額で、対策要望箇所数は107か所、対策実施箇所数は43か所です。

なお、予算要求額及び決定額につきましては、7款2項1目道路維持費、01細目道路排水維持事業のうち、負担金を除く道路愛護一斉作業に要する費用や、道路支障樹木伐採等の業務などの委託料のほか、工事請負費や補修材料費の合計額でございます。

次に、対策要望箇所数及び対象実施箇所数は、記録として紙面に残しているものの数で、対策実施箇所数は、現に建設環境課において発注した業務や工事及び職員が現地に赴き、資材や工具を用いて対応したものの数であり、対策実施箇所数以外の対策要望箇所については、精査の結果、千葉県をはじめ他の団体が実施すべき案件や、協議の結果、自治会や土地所有者に対し改めて対応をお願いしたもの、経過観察とさせていただいた案件などでございますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、3点目の道路の維持管理に関する作業・工事の対象箇所情報とスケジュールをオープンにしない理由についてお答えいたします。

議員ご質問の趣旨につきましては、かねてからご提案をされておりますホームページ上での公表についてかと存じます。

確かに、予算の関係や作業・工事の内容によっては時間を要するものもございまして、ご依頼をされた方にとっては、その経過が気になるところであるから、箇所情報や事業の進捗状況をホームページ上で確認できればとのお考えかと思われま。

一方で、2点目のご質問でお答えしましたとおり、年間で100件前後の作業や工事の依頼がござ

いますが、できる限り速やかに対応するとともに、時間を要する場合などは、ご依頼者様に対しご連絡しご理解をいただきながら対応させていただいております。

また、ご依頼のあった件についてのお問合せは毎年数件ございますが、公表していないことでのご指摘やご要望を頂いたことはございません。

したがいまして、作業の内容や工事箇所の情報、そのスケジュールを公表する考えはございません。

以上、宮坂議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） まずパトロールの範囲と頻度という、ちょっとその根拠が答えいただいているんですけど、なぜそういう範囲で頻度、それでいいのかというふうに判断しているのか、その根拠を教えてください。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、道路延長、町道だけで291キロメートルございます。残念ながら、なかなかその全てを見ることはできませんので、主要幹線町道といたしまして、集落と集落を結ぶ道路、県道と県道を結ぶ道路、こういった町内にある幹線町道を中心にさせていただいております。ご理解のほどお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと今の全く理由になっていないんですけども、道路がいっぱいあるから、回るのが大変だから制限したというふうに聞こえたのですが、そもそもパトロールの目的というのは、何のためにパトロールするのかというのをもう一度お答えいただけますか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

道路が常に良好な状態で保てるよう、道路の異常や不法行為、交通に支障となるものを発見するために実施させていただいております。そのために、やはり幹線となる町道を中心に、まず確認をさせていただいたことには、交通に支障が出るという観点から、主要幹線から実施させていただいております。

加えて申し上げますと、そういったパトロールをしている間に、町民の皆様からご連絡を頂いたり、通行されている方からご連絡を頂いたりしてございますので、そこで適宜対応させていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 要は、人手が足らないから制限しちゃっていると、そういうふう理解了しました。であれば、人手を増やして、リソースを増やして、これ何のためにやるかという、安全確保というも絡んでいるわけです。だったら、これくまなく見て回る必要があるわけですよ。

これは、あとはリソースに関しては、やはり町長がどういうふうの方針として打ち出すかと、それにかかっていると思います。町長これに関して、意見もしおありでしたらお願いします。町長の意見を聞きたいんです。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） せんだって昨年の9月の災害でもございましたけれども、大きな災害の場合には、地域の自治会長さんをお願いするなどして、その細かなところも対応していただいております。全ての人員がその道路のパトロールに回るわけにはいきませんので、そこの分担の中でやらせていただいておりますのが現状でございます。

以上です。

〔「町長の考えは」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） ただいま建設課長、若菜課長が言ったとおりでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） そうすると、町長も、だから、今、リソースが少ないんで、回れるところだけ回っていますよということに関して、それ以外のところはじゃあ切り捨てるという方針だというふうに、今のお答えで理解しました。これは非常に問題だと思います。

次ですけれども、これ今、町内の主要道路、主要道路っていろいろあるんですけども、車を通っている道路とか、あと通学路、ここで今問題になっているのは、特に夏場に草とか木が道路側にどんどん進出してきて、例えばトラックだとか、車もそうですけども、それが中央部のほうにはみ出して通行したり、あるいは歩行者でもやはり草が生い茂っていて、歩道を歩けない状態なんで、車道のほうにはみ出して歩くとか、そういった状況が実際に発生しているんです。行政としては、これは問題、どういうふう把握して、先ほど主要な道路は回っているという話ですけども、走っていれば分かる話なんですけども、これ全く改善されていないんです。今もそうですけども、もう道路側にどんだんかぶっている状態なんです。これで事故がたまたま、今、起きていないわけですけども、

これ対策どういうふうにしていくのか、これちょっと聞かせていただけますか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

手前どもが行っております対策についてお答えさせていただきます。

まず春に竹が竹の子として伸びてまいりますので、おおむね1か月半ぐらいの期間に竹が伸びてくる段階で、職員で対応させていただきながら伐採を行っております。これについては、おおむね想定される場所が決まっておりますので、毎年やらせていただいております。

それから、除草作業でございますけれども、おおむね7月の後半から8月上旬にかけて、シルバー人材センターに委託し、主要幹線町道、それから主要な通学路、これにつきまして除草作業をお願いしております。

また、今ぐらいの時期から、今度は議員おっしゃるとおり、草も部分的には伸びてまいりますので、伸びてきた部分については適宜対応させていただくとともに、町民の方からご要望のあった樹木等につきましては、その所有について確認させていただいた上で、所有者に対し、伐採の依頼をかけているところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと実際これパトロールをやっていれば分かると思うんですけども、具体的には、例えば、県道の128号線とか、あと茂原街道とか、こういった主要な道路で、実際に道路側に草や木が出てきているんで、トラックなんかは真っ直ぐ走れない部分があるんです。こんなのパトロールしていればすぐ分かる話です。これずっと続いているんです、その状況が。だから、これ1回草切ったからって、草はまた生えてきますから。だから、そのために安全確認としてパトロールをやる必要があるわけです。伸びてきたら切る、当たり前の話です。

ところが、今、それが放置されている状況なんです。非常に、だから、危険な状態で、今、特に私が気にしていない県道の128号線と、それから茂原街道ですか、これは、トラックも頻繁に通るので、非常に危険な状況だというふうに思います。

これは、そこを通っていれば、誰でも分かる話なんです。たまに切ったからって終わりじゃないんです、先ほども申しましたように。草とか木はどんどん伸びてくるわけだから、危険な状態になったら、それを除去するという、そのためのパトロールをすべきなんです。

今、回っていて一体何をやっているのか、ちょっと私には理解できないんですけども、これ、町長としては、そういう意味で、今、安全面が脅かされているという、そういう住民からも多くの



声が寄せられているんですけども、これに関して、何か今後こうしていくとか、そういう対策に関してのお答えを頂けませんか。

○議長（柴田 孝君） 町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 先ほど私が答弁したとおり、町が管理する道路は、常に良好の状態を保っていきたいと、私は思っております。

先ほどお話したのは、県道のほうのお話でございまして、私どものほうも県のほうにもお話するし、また、皆さん、議員さんも県のほうにご要望いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） そういう答えが返ってくると思ったのですが、県道だけど、長柄町の道路です。町民も使っているんです。だったら、町が積極的にこれ県に働きかけて、タイムリーに要は対策をしていただくと。ここにもあるように、県や国に強いパイプで未来を守る、町民を守るという絵になっているんですけど、強いパイプがあるんだったら、そのパイプを生かして、ぜひ県のほうに強く働きかけていただいて、こういった危険な状況が払拭されるように、町として、あるいは町長自ら、ぜひこの辺りを力を入れてやっていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

県道の件につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、所管が県道でございますので、本来、県が管理すべきものと考えます。県も同様に道路パトロールを実施しておりますので、道路の状況については承知しているかと存じます。

また、議員のおっしゃるように、町民の方からお声を頂戴しておりますので、その都度、私どもも県のほうにお声かけをさせていただいておりますので、これは、その発注の状況、業者のスケジュール的な都合、そういったものもあろうかと思っておりますので、この辺については承知しかねるところでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 非常にちょっと残念なんです、町長は、先ほども言ったように、強いパイプを持たれているわけだから、もっとプッシュしていただきたいんです、県のほうに。県道なわけだから、県に言えば、これ動いてくれるわけじゃないですか。そのための強いパイプなわけです。ぜひ今後もそれを生かして、町民が危険な道路で通行することがないように、強く働きかけていただきたいという、それをお願いして、次の質問なんです。

これ、まず町内の道路に関する安全対策や管理において、直接、町の行政が責任を負う範囲というのは、具体的にどの範囲になるのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） 申し訳ございません。具体的にどういう範囲ということが、逆によく理解ができないんですが。

〔「町道だとか、農道だとか、道路の種類でいいです」と呼ぶ者あり〕

○建設環境課長（若菜聖史君） 認定している町道、農道、林道でございます。

〔「県道、国道以外という理解でいいですか」と呼ぶ者あり〕

○建設環境課長（若菜聖史君） そうです。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） そしたら、ちょっと伺いたいんですけども、これ、町内で、先ほどから私も危険だという話を町民の方からも頂いているんで、ちょっと町内で実際発生した交通事故の詳細な統計データというのは、町でどのように管理されているのか。特に事故が多発している地点とか時間帯とか、こういったものの分析結果を基にした何か具体的な改善策というのが実施されているのか否か、その辺りちょっとお答えいただけますか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

日常では警察が管理しておりますので、手前どもでは承知はしておりませんが、例えば、道路を改良するに当たって、交差点を改良する際には、県からもそういったご指示を頂くことがございますので、その際には警察に赴いて集計する場合はございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 何かちょっとよく分からない回答だったんですが、これ具体的には、例えば、歩道の整備、ちょっと今の質問戻りますけれども、警察に行かなきゃという話じゃなくて、町内で起こっている事故であれば、町は詳細まで把握しておく必要があるんです。当たり前じゃないですか。町で実際発生しているわけだから。それを警察に行かないと分からないという状況は、ちょっと改善していただきたいと思います。

具体的には、例えば、これ現実的に草が生い茂って、幅員減少のところ結構あります。こういうところを、例えば、速度規制の対象にしてもらうとか、あるいは通学路に関して、これも速度制限がされていないんで、細い道なんかは通学時間帯だけは、例えば進入禁止にするとか、そういつ

た何か具体的な対策というか、そういったことは町のほうでやられているのでしょうか。

具体的にというのは、これ公安委員会に要望を出す必要があるんです。茂原署に聞いたら、長柄町からはそういった要望は一度も出てきたことがない。ただ、話の中で、例えば、この先徐行とか、そういう文字を道路に書いて、それで注意喚起をするというような話で全部終わってますよということだったんですが、注意喚起のこの文字というのは、全く法的な拘束力はないんです。これを守んなくても、というか、守る必要がないんです、ドライバーは。その履行義務はないんです。ほとんど意味がないんです。

だから、町としては、やっぱり住民の、町民の安全確保ということであれば、危ないところはスピードを落としてもらうように、公安委員会に、ここは、例えば、通学路で幅員が非常に狭くなっている場所があるじゃないですか、そういうところは、その手前、どのくらいの距離か分かりませんが、その間だけは、例えば、具体的に時速20キロ制限とか、30キロ制限とか、そういう形でやはり児童を守るとか、そういう形でやっぱり動いていただかないと、この先徐行とか、その程度でお茶を濁していても安全確保にならないんです。

これは、あくまでもドライバーに対しての、ドライバーが危険な状況にならないように、この先徐行してくださいねという程度にしか捉えられないんです。それ守らないからといって、先ほども言ったように、何ら罰則規定も何もないんです。

そのことをちょっと頭に入れて、ぜひこの辺の危険箇所というのが、教育課のほうでも何か危険な場所というのを幾つかピックアップされているということなので、そういうところを、やはり公安委員会への要望として、例えば、そこの幅員が広がるまでは、今言ったように、速度制限するとか、あるいは進入禁止、要は通行止めにするとか、時間帯で、そういう依頼をぜひ出していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

警察の方がそのようにおっしゃったということでございますけれども、私の認識としては、私の先輩方、過去に上司であった方々も、いろいろな場所を規制をかけてくれということをお願いに上がってございます。今の警察のお答えいただいた方がご認識がないだけなのかもしれませんけれども、やむを得ず現場のほうで工夫を凝らして、看板を増やして、路面表示をして、安全対策をしているような状況でございます。

言った言わないの話をしてしまうと大変あれなんですけれども、あくまでもその、議員がおっしゃるように、規制をかけるのは警察だということは、私どもも認識しておりますし、必要なところ

については、かねてから要望させていただいておりますので、その辺りをご理解をいただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今、ちょっと先輩方が云々という話が出ましたけれども、じゃあ現実的に、これ公安委員会に出した要望書というのはあるのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） 申し訳ございません。そこについては、私は承知しておりません。

ただ、伝え聞いておる、また、もしくは私も現実に携わったことがある現場については、警察署に趣きお願いし、対応させていただいておったところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 時間がなくなってきたんで、繰り返しになるんですけども、お話だけでも意味がないんで、警察としては、正式な要望書が町から公安委員会に提出されれば、それは、その後、県のほうに回って、そこでやるかどうか、県の交通の担当、県というのは県警です。そちらのほうで判断することになるという、そういう流れになってますよということなんで、お話はいいんですけども、もうちゃんと、町としてここは危ないんだから、こういうふうにしてもらわないと困るということであれば、正式に要望書として公安委員会にそれ提出しないと、お話だけで終わっては意味がないんです。そこはちょっと抑えていただきたいと思います。

それから、ちょっとアカウントビリティのところの話になるんですけども、例えば道路安全に関する責任の所在なんですけど、事故とか今のような状況で、仮に事故とか何か起こった場合、どの部署の誰が最終的な責任を負うのか、その辺りもし決まっていれば、具体的に教えていただきたいんですが。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えします。

責任の所在ということになると、道路管理者でございますので、町長になるかと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ということなので、町長、ぜひそのあたり認識されて、きちっと安全の確保をするために担当課のほうに指示をお願いしたいと思います。

では、2番目に行きますけれども、町内道路の維持管理に関する年間予算の要求額と決定額と数

に関して先ほどいただいたんですが、ちょっと数のほうがよく分かんなかったんですが、要求されている対象箇所との実際の対応箇所のギャップは、先ほど説明だと町じゃなくてほかの形で全部やっている、だから漏れはないんだという認識でいいんですか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

そのように認識しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） そうすると、今までの、よく分からないんですが、予算が足りなくなったことというのはないということよろしいわけですね。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ご要望があった際に予算がない場合は、補正予算もしくは年度末の場合は次年度予算、そういった形で対応させていただいております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと町民からのお話だと、何か予算がないからそれできないよというふうに言われることが多々あるというふうに向っているんですけども。今のお話は、予算がかかるものに関しても、次年度あるいは補正を組んで対応しますという、そういう町の対応ということでよろしいのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） 先ほど申し上げました、一番最初にご答弁させていただいてましたとおり、役場がやらなければいけないもの、例えば建設環境課であったり産業部振興課であったり、もしくはほかの他課があるかもしれません。それ以外のもの、千葉県であったり私有地であったり、例えば本来民地であったりとか、そういった部分については、申し訳ございませんが町でやるわけにはいきませんので、町は実施いたしません。

あと、状況がまだ著しく損傷していないということで、もうしばらく経過を観察させてくださいという場合もございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 実際の実態とちょっと今の回答は違っているようなんですが。実際には、道路を直してほしいという依頼があっても、これはかなり工事費がかさむんでちょっと無理ですという回答をいただくことが多々あるというふうにお話を伺っています。だから、それはちょっともう一度、細かいところはまた改めて個別にお話、ご相談したいと思いますけれども。

それで、3番目のこの道路の維持管理に関する作業、工事の対象箇所情報とスケジュールをオープンしない。これ、要求がないからということだったんですが、要求・要望はあるんです。ただ、そちらに届いていないだけなんです。要望がないからというよりは、いろんな情報をオープンにしていくというのは町長の大方針ですよ。だから、いろんな会議でも全部傍聴認めるようになったりとか、そういう形でオープンにしていく方向にあるわけです。

であれば、この町の予算を使うこういった工事に関して、一体どこがどういう形でどういうスケジュールで行われているというのは、町民が知る必要がある情報なんです。これオープンにしなければ、一体どこで何を行われているか全然分かんないですよ。だから、これはオープンにすべきだと思うんですけど、これは町長どういうふうに考えますか。担当課はしないというふうに言っているんですが、町長の町民にいろんな形でオープンにしていくと、町政を、その一環としてこういった、要は税金使っているいろいろな工事なんかをやっていく項目を町民に知らせるとするのは重要なことだと思うんですが、いかがですか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） お答えします。

道路の工事の概要等、広報ながら、また議会だより、町のホームページとか、町のホームページの議事録公開、さらにはインターネット中継により、今のところは広く公表しているところでございます。

また、町の持つ公文書につきましても、情報公開制度につきましても開示をしております。加えて、町の事務に関する町民など関係者の方々からの問合せにつきましても、電話やメール、窓口において適宜に対応しております。

議員のご案内の質疑におけるその後の対応につきましても、そのような手段を取りたいと思いません。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 前向きなご答弁ありがとうございます。あと、時期に関しては、ぜひ早め

に対応いただくようお願いしたいと思います。同じように対応していただけるというふうに、今回答があったというふうに認識していますけれども、違いますか。

○議長（柴田 孝君） 町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 答弁いたします。

関係者の方々からの問合せにつきましても、電話やメール、また窓口において適宜対応してまいりますということで、ご理解をお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） いや、そうじゃないんです。これオープンにしてくれと言っているんです。そういうお願いなんです。なぜ、この件に関してだけはオープンにしないんですか、それが私にはちょっと理解できないんです。じゃあ、ほかの情報、みんながそれ欲しがっているんですか。そうじゃないですよね。オープンにするという大きな流れの中で、どんどん公開なり何なりしていつているわけじゃないですか。

だったら、この工事スケジュールとか、あるいは道路の改修箇所の情報とか、なぜそれがオープンにできないのかということをお聞きしているんです。というか、オープンにしてくださいということをお願いしているんです。これ、町長のオープンにどんどんしていくという方針に沿っていないじゃないですか、いかがですか。

○議長（柴田 孝君） 副町長、若菜一繁君。

○副町長（若菜一繁君） 行政の透明性の確保につきましては、町民の行政に対する信頼性を高めるとともに、公正で効率的な行政運営を実現するために大変重要なことと認識をしております。このことから、先ほど町長の答弁にありましたとおり、情報公開制度をはじめ各種計画、重要な施策を公表しておりますし、広く町民の方々と情報共有を果たす取組を現在実施しているところです。

今後も、町民に開かれた行政運営になるように努めてまいります。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ざっくりとした話じゃなくて、具体的に、道路の補修とか維持管理に関しての工事の件に関して公正にやられているかどうかという疑いもあるわけです。順番に関してとか、何でこっちのほうが先に工事になっちゃうんだとか、いろいろな不審を招くわけです。それがオープンになっていけば、そういう不審も誰も抱かないんです。今、全然それオープンにしていけないから、聞かなきゃ分からないという話じゃ困るんです。

今、どういう、町民からいろんな要望があって、道路をいろいろメンテナンスしたりするわけじゃないですか。そこに予算が入るわけですよね。そこに対して、どういう順番でどういうスケジ

ユールでやっていますというのがオープンになっていないと。

例えば具体的な例を言うと、誰々さんをお願いしたらすぐやってもらえたとか、そういう話では困るんです。そういう疑いを持たれるような仕組みじゃまずいので、だから今どういう順番で要望が出ていて、例えばプライオリティーつけてもいいんです。これはその町の基準で重要度が高いとか、これはそんなに高くないから後でいいとか、そういうランク分けももちろんありだと思います。ただ、それをオープンにしてもらわないと分からないわけです、町民には。

だから、税金使ってやっているわけだから。具体的に、大まかな話じゃなくて、この件に関して絞って今お願いしているんです。

もう一度、本来だったら、担当課はいいんです、やらないというふうに先ほど答えられたんで。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

先ほど順番の件ですとか、どなたかに申し上げたから早くやってくれるとか、そういったことはございません。基本的には、要望のあった順に実施しております。緊急性がある場合は、その旨ご説明をしてさせていただいてございますけれども、予算が不足する場合、その場合には予算の流用や専決により対応してまいりたいと存じます。

また、町民の方からのお声だということを重ね重ねおっしゃっておるところでございます。町民第一はもちろんでございますけれども、ニーズの少ないサービスを行うことで事務が煩雑にならないようにしたいというふうに思うところがございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 担当課の話は聞きたくないんです。やらないという話だから。そうじゃなくて、先ほども言ったように、別に誰々が言ったから早くなったとかそういう事実があるという話はしているんじゃないんです。

先ほどから言っているように、そういう疑いを持たれるような今のシステムはおかしいので、もっとオープンにさせていただいて、住民が変なそういう疑いを持たれないように、情報をどんどん公開していくと。なぜ、この件に関してだけそれをオープンできないのか、私にはちょっと理解できないんですけど、何をそんな頑張っているんですか。ほかのはどんどんオープンの方で今やっているじゃないですか。

だから、この情報に関してなぜかたくなに情報公開を拒んでいるのか。これは、副町長でもいい



ですけど、その理由をおっしゃってください。

○議長（柴田 孝君） 副町長、若菜一繁君。

○副町長（若菜一繁君） 先ほどもご答弁申し上げましたが、拒んでいるわけではなく、情報公開制度やそういったものを利用していただければオープンにしておりますので、ぜひともそういうお問合せをしていただければと考えております。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） もう話にならないんで、この辺で終わりますけども、情報公開請求なんていうのは、その時点で何日かかるかは分からないんですが、その全体を見ることができないわけです。だから、そういうのはちょっと改善していただきたいんですけども。もうこれ以上言ってもらちが明かないんで。

次の回答をお願いします。

○議長（柴田 孝君） 次に、2項目めの質問に対する答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） お答えします。

質疑応答結果のフォローにつきましては、前回6月に答弁したとおり、役場内グループウェアで管理・共有する方法で今進めております。

それをどのように見える化するかにつきましては、今後の課題として検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） これ、どのように云々という、これ総務課のほうで総務課長がもうホームページでオープンにしますというふうにお答えいただいているんです。だから、その時期を伺っているんです。いつオープンにされるのか、あとどのくらい前まで遡ってオープンにさせていただけるか、この具体的なお話をちょっといただきたいんですけども。総務課長がもし分かれば、お願いします。

○議長（柴田 孝君） 申合せ時間が過ぎましたので、答弁漏れについては担当課でお聞き願います。

以上で宮坂陽一郎君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は3時10分からとします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時10分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第5、議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

今回の改正は、別表第4に精神保健福祉士を加えるものであります。近年、精神的な障害や心に何かしらの病や悩みを抱える方が増えており、県内の自治体においても配置を進めているところであります。

当町においても、精神保健福祉医療を受けている方は、この5年間で約1.3倍に増えており、さらに高齢者の精神保健福祉におけるニーズも高まっていることなどから、専門的なサポートを行うため、精神保健福祉士の職を新たに設置するものです。

これにより、既に配置されている保健師と連携し、専門的かつ効果的なサポートが可能となります。

本年度の職員採用試験においても募集しているところであり、条例の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。

2番、宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今回、改正の項目と直接は関係しないかもしれませんが、職務の級というのが、1級、2級、今回もそうなんですけども、経験を必要とする云々とか、知識、経験、この辺の判断というのはどういう形でやられているんですか。試験か何かあるんですか。ちょっとその辺を教えていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

本町では試験とかは行っておりません。選考により級は定められております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ごめんなさい、最後のほう、よく聞こえなかったんですが、試験がないということであれば、何を基準に、その等級というのは判断、あるいは昇給とか、そういうのを行われているんですか。よく分かんないですけど。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

選考により定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 選考の意味がちょっとよく分からんですけど、要は誰かが選ぶということですか、それとも年功序列でもないわけですか。ちょっとその辺、選考という意味がよく理解できないんですけど。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

勤務の状況ですとか、人事の評価を行っておりますので、それらに従って級を定めたところに上げたりとか、そういうことをしているというところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

今のお話ですと、上司の方の主観で決まっているという、そういう理解でよろしいわけですか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） 直属の上司もちろんなんですが、副町長、町長まで、その辺を見ていただきまして定めております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） まだちょっとよくは分かんないんですけど、何となく分かりました。ありがとうございます。

○議長（柴田 孝君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第6、議案第2号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第2号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、本年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健

康保険法の被保険者証の返還に係る罰則規定が削除されたため、本条例についても引用箇所の規定整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

2番、宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今回の現行の本案と、それから改正後って何が違うのかよく分かんないんです。国民健康保険法第9条のところ、参照の項が変わってますけど、内容なんかは、私ちょっとあんまり頭よくないんで分かんないですけど、結果的に同じだというふうに読めちゃうんですけど、何か変わるんですか。

○議長（柴田 孝君） 健康保険課長、内藤文雄君。

○健康保険課長（内藤文雄君） 主な変更点は、マイナンバーカードがマイナ保険証ということで、12月2日からなるということで、その部分につきまして、被保険者証というものが廃止されることから、従前には、偽ったりした場合は10万円の罰則というのがあったんですけども、国民健康保険法のほうから、その罰則の規定が削除されたということで、こちらの条例のほうにつきましても、その辺を見直したということでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと今回変更で、5項の規定によってなってますけど、変更後ですね、改正後。第1項もしくは第5項の規定。第5項というのは、9条によると、前2項の規定により被保険証の変換を求められた世帯云々と、被保険証の話が出てきてるんですけど、これ同じじゃないですか。何か変わるんですか。

だって、被保険証がなくなるからって今おっしゃいました。だけど文言で入ってますよね、5項に、ちょっとよく分んないんですけど。

○議長（柴田 孝君） 健康保険課長、内藤文雄君。

○健康保険課長（内藤文雄君） お答えいたします。

この条例の改め文のほうに書いてありますが、12月2日から施行ということになっております。国民健康保険法、上位法令のほうも12月2日が施行日になるということで、その日になりましたら、9項が5項に見直されるということで読み替えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ごめんなさい。そうすると、今、健康保険法第9条の5項も、この文言が変わるといふ、そういうことでおっしゃってます。

ああ、そうですか。ここから被保険者証がなくなるということですね。分かりました。

9条の変更のやつをつけておいていただけるといい、現行のやつを見ちゃったんで、はい、ありがとうございました。理解できました。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第7、議案第3号 長柄町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第3号 長柄町重度心身障害者（児）の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

マイナンバーカードと保険証の一体化が現在進められている中で、医療機関では、被保険者資格

の確認を従来の保険証提示から専用の読み取り機を用いてマイナンバーカードを読み取ることで行うようになることから、それに対応した規定に改め、所要の改正を行うものです。

なお、条文中「電子資格確認等」となっているのは、現状でマイナンバーカードの交付を望まない方や利用が困難な方には、保険者から資格確認書が交付されることになっているための従来の提示も残ることによる表現となっております。

施行期日は、現行の保険証が交付されなくなる本年12月2日からとなります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑はないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 長柄町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第8、議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合の処理する事務に関する規定について、所要の改正を行うものです。

具体的には、本年12月2日に被保険者証等が廃止されることにより、被保険者証及び資格証明書を資格証明書等に改めるものです。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（柴田 孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日13日は午前10時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。



ご苦労さまでした。

散会 午後 3時27分





## 令和6年長柄町議会第3回定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和6年9月13日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 2 議案第 5号 令和6年度長柄町一般会計補正予算(第3号)  
議案第 6号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
議案第 7号 令和6年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第1号)  
議案第 8号 令和6年度長柄町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 3 議案第 9号 令和5年度決算認定について  
報告第 1号 令和5年度長柄町健全化判断比率について  
報告第 2号 令和5年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について  
報告第 3号 令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について
- 日程第 4 議案第10号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 同意第 2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 長柄町選挙管理委員会委員の選挙  
長柄町選挙管理委員会委員補充員の選挙
- 日程第 8 請願第 1号 河川等の整備に関する請願書
- 日程第 9 発議案第1号 議会改革特別委員会の設置について
- 日程第10 議会改革特別委員会委員の選任について

---

### 出席議員(12名)

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 金坂光章君  | 2番  | 宮坂陽一郎君 |
| 3番  | 佐久間繁英君 | 4番  | 神崎清美君  |
| 5番  | 高橋智恵子君 | 6番  | 岡部弘安君  |
| 7番  | 鶴岡喜豊君  | 8番  | 池沢俊雄君  |
| 9番  | 本吉敏子君  | 10番 | 古坂勇人君  |
| 11番 | 三枝新一君  | 12番 | 柴田孝君   |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	月岡清孝君	副町長	若菜一繁君
総務課長	白井浩君	企画財政課長	小泉義彦君
税務住民課長	関英司君	健康保険課長	内藤文雄君
福祉課長	佐藤幹宏君	建設環境課長	若菜聖史君
産業振興課長	山田比呂貴君	会計管理者	小川久美子君
こども園長	川嶋静雄君	教育長	酒井昌史君
学校教育課長 兼給食センター所長	西周信幸君	生涯学習課長 兼公民館長	石井和子君
選挙管理 委員会書記長	白井浩君	農業委員会 事務局長	山田比呂貴君
代表監査委員	白井民夫君		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	関利治	議会書記	野口知希
議会書記	那須悠太		

---

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（柴田 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（柴田 孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第5号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第2、議案第5号 令和6年度長柄町一般会計補正予算（第3号）、議案第6号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第7号 令和6年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第8号 令和6年度長柄町下水道事業会計補正予算（第1号）、いずれも補正予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） おはようございます。

それでは、議案第5号 令和6年度長柄町一般会計補正予算（第3号）、議案第6号 令和6年

度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第7号 令和6年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第8号 令和6年度長柄町下水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を説明申し上げます。

本補正予算は、一般会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,207万3,000円を追加し、補正後の予算総額を43億9,646万1,000円とするものです。

主な内容は、物価高騰対策を目的とする地方創生臨時交付金を活用して、本年度に非課税となった世帯及び均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり10万円の交付とともに、所得税3万円、住民税1万円の定額減税において、減税しきれない方に対し、1万円単位で差額分を給付する事業を実施していますが、当初の想定より実績見込み額が上回ったため、不足分を増額補正するものです。

同じく物価高騰対策として、本年度も町民1人当たり3,000円の地域応援券を発行したく、これに係る経費の予算を計上します。また、新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類相当から5類への移行に伴い、高齢者等を対象とした個別接種に対する支援策として予診票などの印刷費、医療機関への委託料を予算計上します。このほか、道路や河川などの維持補修や改良工事を実施するものです。

次に、国民健康保険特別会計ですが、令和6年度の保険税負担金が決定したことに伴う増額補正とともに、特定健診における検査項目等の変更に伴うシステム改修を行うものとして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ92万5,000円を追加し、補正後の予算総額を9億4,984万9,000円とするものです。

次に、介護保険特別会計ですが、令和5年度の介護給付費等の確定に伴う国、県、支払基金への負担金を返還するものとして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,044万円を追加し、補正後の予算総額を8億1,964万円とするものです。

最後に下水道事業会計ですが、浄化槽の設置基数の増加に伴う現地調査費及び工事請負費を合わせた294万3,000円を追加し、補正後の予算総額として、事業収益1億8,592万9,000円、資本的支出6,095万9,000円となっております。

以上で説明を終わりますが、一般会計の詳細につきましては、企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） それでは、議案第5号 長柄町一般会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

初めに、歳出の内容からご説明いたします。

なお、人件費につきましては4月の人事異動に伴う科目内の異動のみとし、総額の増額はありませので、説明は割愛させていただきます。

補正予算書の14ページ、15ページをお開きください。

2款1項3目防災対策費、01細目防災対策費30万円の増は、12月に開催予定のミサイル発射を想定した国民保護訓練で使用する職員用防護服の購入費を計上するものです。

4目財政管理費、01細目財政管理費789万5,000円の増は、ふるさと納税の寄付好調に伴う返礼品購入費や委託料、ポータルサイト使用料など増額補正するものです。

5目会計管理費、01細目会計管理費88万円の増は、本年10月から開始される内国為替制度運営費の適用に伴う振込手数料を計上するものです。

6目財産管理費、04細目町内ネットワーク管理事業15万1,000円の増は、こども園におけるデータ通信機器の故障に伴う交換工事を行うものです。

7目企画費、02細目定住対策事業219万6,000円の増は、総務省の通達に基づく地域おこし協力隊における報償費の増額とともに、住宅新築補助金や空き家バンク登録促進事業補助金の申請見込みに基づき計上するものです。なお、地域おこし協力隊に係る経費の100%が特別交付税で措置されるものとなっております。

8目交通安全対策費、01細目交通安全対策費9万円の増は、昨年度の道路交通法改正により自転車のヘルメット着用が義務化になったことからヘルメット購入費の2分の1、上限2,000円の補助制度を新設するものです。

9目諸費、01細目諸費25万円の増は、三沢自治会が集会場のトイレや廊下などの改修を行うため経費の50%を計上するものです。

16ページ、17ページをお開きください。

12目地方創生臨時交付金事業費、01細目低所得世帯支援事業1,522万2,000円の増は、国の物価高騰対策として本年度に非課税となった世帯及び均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円、子供1人当たり5万円を交付するものです。国の試算に基づき6月議会で承認をいただきましたが、10月の郵送料改定や給付する対象者の見込みが大幅に上回ったため今回増額補正をするものです。02細目定額減税補足支援事業989万6,000円の増は、こちらも国の物価高騰対策として所得税3万円、住民税1万円の定額減税を実施しておりますが、減税しきれない方に対し1万円単位での差額を給付するものです。同じく国の試算に基づき6月議会で承認いただきましたが、10月の郵便料金改定や給付する対象者が見込みを大幅に上回ったため増額補正するものです。03細目地域応援券発行事



業2,231万円の増は、昨年度に引き続き町民1人当たり3,000円の地域応援券を発行するための経費を計上するものです。なお、こちらにつきましては、11月中に発送し、来年2月までの使用期限を予定しております。

3款1項1目社会福祉総務費、01細目一般職人件費は割愛させていただきます。02細目社会福祉総務費41万円の増は、行旅死亡人の見込みに基づく増額補正を行うものです。

2目老人福祉費、02細目給食サービス事業3,000円の増は、昨年度に負担金を二重納付された方がいたため、還付するものです。

3目障害者福祉費、09細目補装具給付事業115万6,000円の増は、事前相談に基づき車椅子や義足など購入費、メンテナンス費用を計上するものです。

6目福祉センター費、01細目福祉センター費44万8,000円の増は、福祉センターの厨房機器及び町民憩いの家の電気設備の修繕費を同額補正するものです。

2項4目こども園費、02細目こども園費279万6,000円の増につきましては、18ページ、19ページをお開きください。老朽化しました窓枠コーティング等の修繕とともに、管外保育園児の増加に伴う委託料及び給食費無償化給付金、調理機ガス回転釜の交換工事を行うものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費、01細目一般職人件費は割愛させていただきます。02細目保健衛生総務費1万2,000円の増は、県の予防接種事故救済措置事務負担金の決定に伴う増額でございます。

2目予防費、01細目健康管理システム事業33万9,000円の増は、本年度から特定健診におけるピロリ菌の検査項目を追加したことに伴う健康管理システムの改修費を計上するものです。04細目予防接種事業1,866万6,000円の増は、新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類相当から5類に移行し、高齢者を対象とした個別接種に対する支援策として予診票や記録手帳の印刷、医療機関への委託料を計上するものです。なお、対象は65歳以上の方、呼吸器系に持病を持つ60から64歳までの方としています。10月の開始を目途としまして、費用負担の割合としては基金管理団体から助成金が1件当たり8,300円、町の支出が3,000円、接種する方の実費は5,000円程度と想定しております。06細目歯科保健事業4万6,000円の増は、こども園年長時の復活先行事業が11月から開始の算段がついたため、紙コップやトレイなど消耗品購入費を計上するものです。

3目環境衛生費、02細目下水道事業会計294万3,000円の増は、浄化槽の新規工事1件、老朽化に伴う交換工事1件の追加による下水道事業会計への補助金を増額補正するものです。03細目町美化事業22万円の減は、6月に実施した町美科事業の実績に応じて報酬金及び消耗品の減額補正を行うものです。

20ページ、21ページをお開きください。

5款1項3目農業振興費、01細目農業振興費67万9,000円の増は、総務省の通達に基づく地域おこし協力隊における報償費の増額とともに六地蔵加工工場の電気設備及び山之郷加工場の食洗器の修繕を行うものです。

4目農業基盤整備費、02細目農地排水路等維持整備事業117万3,000円の増は、錫谷西部地区の用水路を保障するための資材支給を行うものです。

2款1目林業振興費、01細目林業振興費508万5,000円の増は、総務省の通達に基づく地域おこし協力隊における報償費の増額とともに、本年5月に新たに任命した隊員1名分の経費を計上するものです。

7款1項1目土木総務費、02細目土木総務費8万6,000円の増は、パソコンの入れ替えに伴う土木積算システムの移行費を増額補正するものです。

2目地籍調査費、01細目地籍調査費2万5,000円の増は、10月の郵便料金の改訂に伴う郵送料を増額補正するものです。

2項1目道路維持費、05細目交通安全プログラム対策事業173万3,000円の増は、夏休み期間中に実施した現地確認により対策が必要な長柄山地先ほか、3か所の工事請負費を計上するものです。

3項1目河川維持費、01細目河川維持事業514万8,000円の増は、榎本地区内にある河川内に自生した支障樹木を伐採するとともに、昨今の豪雨により倒壊したコンクリート柵渠やコルゲートフリュームの維持補修工事を行うものです。

22ページ、23ページをお開きください。

2目河川改良費、02細目緊急自然災害防止対策事業2,000万円の増は、篠網地区における普通河川の改修事業を実施するものです。

4款1目住宅管理費、02細目住宅管理費181万6,000円の増は、町営住宅の修繕費を実績見込みに応じた増額補正するとともに、昨年度に家賃を二重納付された方がいたため、還付を行うものです。

9款2項1目学校管理費、04細目小学校学校施設等改修事業29万円の増は、長柄小学校新校舎に設置されている屋外時計が老朽化に伴う故障のため、交換工事を行うものです。

4項1目社会教育総務費、01細目一般職人件費につきましては割愛させていただきます。

2目公民館費、01細目公民館費19万7,000円の増は、公民館トイレの案内表示板を設置するとともに、消防法に基づく防火対象物定期点検業務を実施するものです。

5項2目武道館費、01細目武道館費5万2,000円の増は、故障した誘導灯の修繕を行うものです。歳出の説明は以上でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

ページ戻りまして、10ページ、11ページをお開きください。

16款1項1目民生費国庫負担金57万8,000円の増は、障害者の補装具給付事業費の50%を充当するものです。

2項6目総務費国庫補助金5,508万4,000円の増は、昨年度実施の非課税世帯へ7万円給付した低所得世帯支援事業の一般財源立て替え分を計上するとともに、物価高騰対策として本年度分の低所得世帯支援事業及び定額減税補足支援事業地域応援券発行事業に充当するものでございます。

17款1項2目民生費県負担金28万9,000円の増は、障害者の補装具給付事業費の25%を充当するものです。

19款1項3目ふるさと応援寄付金1,000万1,000円の増は、ふるさと納税の寄付好調に伴う増額補正とともに、内閣府へ申請していた企業版ふるさと納税が8月19日付で認定されたことから存目の1,000円を計上するものです。

21款1項1目繰越金2,242万6,000円の増は、財源不足を補うものです。

12ページ、13ページをお開きください。

22款3項2目雑入1,369万5,000円の増は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に伴う基金管理団体からの助成金です。

23款1項3目土木費土木債2,000万円の増は、篠網地区の普通河川改良事業の財源とするため、緊急自然災害防止対策事業債を借り入れるものです。

最後に、地方債補正を行いますので4ページ、5ページをお願いいたします。

緊急自然災害防止対策事業債を1,240万円から3,240万円、普通河川の改良事業実施に伴い変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は従前と変更ありません。

以上、一般会計の補足説明とします。よろしくご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

議案第5号から議案第8号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 本吉です。よろしくをお願いいたします。

2点お聞きしたいと思います。歳出のほうで防災対策費ということで、12月のミサイル発射に向けての消耗品費ということなんですが、このことの詳しいことと、あと、交通安全対策費の自転車用ヘルメット購入費補助金ということで2分の1の補助があって2,000円分ということですが、これはいつから、もし対応がいつごろからなるのか教えていただきたいと思っています。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。2点ほど、私のほうだと思いますけれども。

最初に、防災対策費の国民保護訓練、今、議員がおっしゃられた弾道ミサイルを想定した住民避難訓練につきましてですが、現在12月の上旬で、国・県、国は内閣官房と消防庁になりますが、それと千葉県のほうと現在調整を行っております。昨年度といいますか、今年の1月に本来実施する予定だったんですけども、能登の地震の関係もありまして延期となりまして、今年度中の実施ということで現在調整を行っているところでございます。

詳細につきましては、未だ具体的にはまだ提示がございまして、今月中もしくは来月上旬には、県とその辺りの打ち合わせになるというふうに捉えております。

前回の1月の段階では、日吉小学校の全児童教職員、それから公民館を使ってということなので、一部町民などのお考えをしておりました。それにつきましても、今後少し詳細が煮詰まってくるかと思っておりますので、現段階ではそのようなことをご説明とさせていただきたいと思っております。

その際の、よく後ろに千葉県とか何々市と入った防災服があると思うんですが、その防災服を10着購入するというものと、ベルト、半長靴、それからアポロキャップというんですか、帽子ですか、そういうものを全て10セット分を今回計上をさせていただいているものでございます。千葉県では本町が初ということでございまして、多くのマスコミなどが来ると言われておまして、他市町村、他県からも見学、次は自分のとこやるときにはということ参考にとということで多くの団体が来られると思われるということを県のほうからもちょっと伺っておまして。その辺の準備ということでご了解をいただきたいと思っております。

それから、交通安全対策費の関係の自転車用ヘルメットの購入費助成の関係ですが、先ほど企画財政課長の説明のときちょっとあれだったんですが、義務となっていましたけど現在努力義務というふうになっておまして、購入費の2分の1を補助する、上限2,000円以内で助成するという内容のものでございます。これ、補正予算が通れば速やかに10月上旬からの実施というふうにいきたいというふうに考えて、現在準備をしているところでございます。

郡内では茂原、長南、長柄、この3つがこの9月議会で、ほかは6月の議会のほうに出ていたという状況でございまして、ご理解のほどいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 2点ほどあるんですが。

まず、地域応援券発行業務に関してなんですけれども、これは1人当たり3,000円を配るという

ことだと思うんですが、この委託料というのは一体どこに委託をして、何をしてもらう内容なのかというのと、あと実際に町民に配られる応援券の合計額が幾らかというのを教えていただけますか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

委託先の商工会様の業務内容ですけれども、こちらにつきましては地域応援券の発行、それから広報用のパンフレット、ポスターなどの作成、それから加盟店の募集、登録業務、換金などの業務を委託するものでございます。こちらは現在のところ発行額、基準日がまだ一応9月末の予定をしておりますので、現在つかみの数字になりますけれども現在の段階では発行額が1,881万円の予定でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） これは単純な疑問なんですけれども、1,881万円ですか、これ配るのに費用が2,231万円かかるというのは、なんかバランスがよくないように思えるんですが、これは金額も入っているということですか、配る。じゃあ、この委託料というのは金額も含んだ金額ということですね。そうすると差額というのは、ごめんなさい、ちょっとパッと計算できないですけど、実際の委託料というのは幾らになるんですか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） 実際の商工会さんの委託につきましては概ね200万円という予定でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 理解できました。ありがとうございます。

それと、もう1件が予防接種事業ということで、これも委託料ということで1,864万5,000円出ていますが、これがどこに委託しているのかというのと、それから、先ほどの説明で町から1件当たり3,000円が補助されるという話だったんですけれども、そうすると、今コロナのワクチンに関しては、集団訴訟が起きたりとか一部での専門家からこれは危険だという話も出ていて、いろいろ今問題になっていると思うんです。これ、町が3,000円という形で支援するということは、町がこれを推奨しているというふうにとられかねないので、今回はそれ以外で8,000円とか補助が出ているわけですから、町から出すのは控えほうがいいというふうには個人的には思うんですが、その件に関

して、それぞれちょっと町の考えをお伺いできますか。

○議長（柴田 孝君） 健康保険課長、内藤文雄君。

○健康保険課長（内藤文雄君） 予防接種事業につきまして、今聞かれたようなことに対しては答弁いたします。

委託先は長生郡一律で行うということで医師会のほうが窓口になって、茂原市、長生郡市の医師会が窓口になって事業を進めていくということで考えております。

経費につきましては、先ほど議員さんもおっしゃられましたけど、国の財団のほうから8,300円、町から3,000円ということで、全体の事業費は医療機関により価格は一定ではないということ聞いておりますので、概ね個人負担は5,000円程度ということで予定しております。

それと、議員さんがおっしゃられた安全じゃないからやめたほうがいいのかというご意見ですけれども、今回は長生郡市一緒にやっていくということもありますし、千葉県全体で取り組んでいくということもあります。ホームページなんか見ますと、安全性は担保されているという厚労省の見解でございますので、そういう方針で進めたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ほかがやるのでという話だと思うんですが、これは町として、町長の考えも伺いたいんですが。これ、今、厚労省のホームページでもいろいろ被害が実際に出ている。それで、接種者に対しての被害の予算もものすごい額を取っているわけです。実際に今、死者が799人ですか、現状というの。公表されているわけですから。これは厚労省が認めた死者数ですよ。そういったこともあって、今後、集団訴訟も起きている段階で、町がこれを出すということは町も推奨するというふうに捉えられかねない。だから、悪いからやめろという話をしているのではなくて、そういう誤解を、将来的にもし訴訟等の結果で、これ責任を問われることになった場合に、町としてこれを推奨していたというふうにとられかねないことになるのではないかと。この3,000円という町が出す分に関しては、取りあえずその辺りが明確になるまでは控えたほうがいいのか。これはあくまでも個人の自由意思による接種なわけですから。そういうふうにとられかねない。町としてのほうとしては、少し慎重にしたほうがいいのかというのが、私が申し上げている話なんです。それに対して、町長のお考えはいかがですか。

○議長（柴田 孝君） 町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） こちらのワクチン接種ですけれども、決して強制ではございませんので。そういうことをご理解いただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 強制ではないので。強制であれば問題ないんです。国が強制していれば、それに補助を出すというのは非常に自然な形で。これ、国が責任を取るわけですから、全責任を。だけど、今強制じゃないから、それに対して補助を出すということは推奨しているわけですよ。と、捉えられかねないということなので。要は、打つんだったらお金をあげるよということですから。しかも、強制じゃないものに対してです。ということは、ある程度積極的にやったほうがいいんじゃないのと。先ほどヘルメットの話はありましたけれども、あれも今強制じゃないけれども、やったほうがいいから補助しましょうと、そういう趣旨だと思うんです。だから、このワクチンの補助に関しても、補助するということは自由意思なんだけどやったほうがいいよと、町として判断しましたというその結果3,000円出すということではないんでしょうか。町長、いかがですか。

○議長（柴田 孝君） 副町長、若菜一繁君。

○副町長（若菜一繁君） 先ほど町長がご答弁したとおり、町でもこういったコロナの接種によりまして多大な被害を受けた方々がたくさんおられると。また、今もコロナが流行っておりますので、そういった方々に対してご自分のご意思で予防したいという方に対しては、これは町としても積極的に応援していきたいと考えております。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今、ちょっと聞き間違えたかもしれないですが、コロナで多大な被害というのは、具体的に何人被害が出ているんですか。ちょっと教えてください。

○議長（柴田 孝君） 副町長、若菜一繁君。

○副町長（若菜一繁君） 今、コロナの感染ということで、医療機関にその分のどのくらいかという、死亡者数ではなくて、被害ではなくて、感染された方に対してそれを予防したいという方に対しての支援ですので。亡くなったとかそういったものについて明確な数字は出ていませんと思います。

議員のお考えはお考えで、そういったお考えを持った方が接種のほうを町としては強制しているわけではございませんので。これは自由の意思、自分の意思で接種を推奨しているわけでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君に申し上げます。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっとですね……

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。質疑は3回までとなっておりますので、後で執行部との協議をお願いします。

○2番（宮坂陽一郎君） 執行部と協議しても意味がないですけど。本会議だから言っているんです

よ。

○議長（柴田 孝君） 同一質問3回までとなっていますので。

○2番（宮坂陽一郎君） そうですか。はい。これ、重要なことなんで、町民にはやっぱりちょっと知っていただく必要があると思うんです。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 私のほうから何点か聞きたいと思います。

まず、15ページなんですけども、定住対策事業、住宅の新築補助金80万。私、当初予算のときに1件しか見てないで、やる気があるのかというようなことを言ったかと思うんですけども、そのとき答弁で、申請が上がってきたらば補正で計上しますってことで了解したんですけども。早速計上80万円してくれたんですけども、これ80万ってことは限度額が確か最高に加算しても70万だったかと思うんですけども、80万ってことは2件以上あると思うんですけども、その2件なり3件以上は、2件以上は間違いなくあつて70万ですから、その件数と基本額に加算した組み合わせ、それがどのようなものか。

空き家バンクにつきましても限度額130万だったかと思えますけども、基本額にどんなものを加算。これは、だから、1件だと思うんですけども、基本額にどんなものを加算して100万になったのか。その内容をちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

現在4件の見込みの予定で補正予算を組ませていただきました。当初60万円ということで組んでおりましたけども……

○7番（鶴岡喜豊君） 基準額に4件、どんなものを加算して……

○企画財政課長（小泉義彦君） はい、分かりました。2名の方が若者移住ということと転入ということで10万円ずつ加算して40万円。

○7番（鶴岡喜豊君） 2名で10万ずつで20万じゃないのか。

○企画財政課長（小泉義彦君） 20万で、基本額が20万円ですので、プラスで40万円ということが、それが2件。

○7番（鶴岡喜豊君） あと40万円は。

○企画財政課長（小泉義彦君） あとは、一般の住宅を建てるだけというところで20万円ずつの支給という形になります。



○7番（鶴岡喜豊君） よく分かりました。

では、空き家バンクのほう。

○企画財政課長（小泉義彦君） 空き家バンクに関しましては改修費の補助金が100万円。これ、限度額いっぱいという形になります。

○7番（鶴岡喜豊君） 基本があって加算分ばかり……

○企画財政課長（小泉義彦君） 改修事業については事業費に対しての限度額100万円という形になります。

○7番（鶴岡喜豊君） 1件。

○企画財政課長（小泉義彦君） 1件です。

あと、家財道具の片づけ補助金が20万円が1件。あと、利用者応援事業補助金として10万円が1件。ということで、計130万円が補正前でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） ちょっと今、ごっちゃになっちゃってません。町長、聞いていておかしいと思いませんでした。

○企画財政課長（小泉義彦君） 補正前でございます……

○7番（鶴岡喜豊君） なんかごっちゃになっていません。私、この100万の内訳聞いてるんですよ。もう1回、落ち着いてゆっくりと。

○議長（柴田 孝君） 質問を具体的にお願いします。

鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 質問は明確だと思います。空き家バンクのこの100万の内訳教えてくれって言ってるんです。それ、課長がなんだか後片づけがどうのこうの、改修、最初改修で100万って言ったじゃないですか。なんか、議長、聞いていておかしいと思いませんでした。私の質問、明確でしょう。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） 大変失礼しました。鶴岡議員の質問は明確でございました。私のほうの答えが少し変だったということで、申し訳ございません。

今回の補正につきましては、空き家改修事業補助金100万円1件の計上でございます。その通りでございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 次の質問に行きたいと思えますけども、まち美化運動、19ページです。参加

人数が減って11万6,000円っていうことですけども、誠に残念なことだと私は思うんですけども。かえって美化に参加する人が増えて増額するぐらいがいいかと思うんですけども。実際、当初何人で、何人ぐらい減ったか分かるでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

申し訳ございません、ちょっと数字につきましては手持ちがございません。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 報償費、1人お幾らでしょうか。そうすれば割算すれば分かりますよね。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） 大変申し訳ございません。ちょっと当初予算の見積もりを手元にご用意しておりませんでした。大変失礼いたしました。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 後で、じゃあお願いしたいと思います。減って本当残念だと思うんですけども。

次です。私、ちょっと聞き逃しちゃったんですけども、17ページ、社会福祉総務費の委託料。行旅なんとかって言ってたと思うんですけども、これ亡くなった人の手当てというか処理だと思うんですけども、これ41万円って何人分見ているんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） 鶴岡議員のご質問にお答えいたします。

この行旅死亡人の件につきましては、現状で3人分でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 3人分で41万って、ちょっとイメージとして高くないですか。長南斎場に頼めば長柄町の場合、3万か5万円でしたっけ、火葬代。そうしたら、5万円にしても15万円とかそのくらいできるんじゃないんでしょうか。それは違うんですか。

○議長（柴田 孝君） 福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） 確かに火葬料につきましては議員がおっしゃるとおりなんですけれども、この行旅死亡人の場合は、死亡してから遺体の火葬まで時間がかかることもあり、その間の遺体の保管料なんかがかかるというふうになっております。

あとは、お1人の場合は検死なんかでかなり時間がかかったということで、その分で保管料がかさんだものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 最後でいいですけども、これ、過去にあまり出た経験が、私、記憶がないんですけども、3人って出ます。出ますって、予算に計上したから出る予定の算出だからいいかと、私反対はしませんけれども、予定の算出だからいいんですけども、3人という数字が適切かどうか。佐藤課長はどう思います。

○議長（柴田 孝君） 福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

こちらについては、先ほど見込みというお話が出ましたけれども、こちらについては現に私たちの手元にある案件もございまして、この数字になっております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） では、次の補正で減額することのないようにしていただきたいと思います。

次の質問。最後です。23ページ、公民館の防火対象物定期点検業務。こういうものについて、消防法に基づいてどうのこうのとって言っていましたけれども、こういうものについては、私、当初予算で見るべきものだと思うんです。補正予算で見た理由を教えてください。

○議長（柴田 孝君） 生涯学習課長、石井和子君。

○生涯学習課長兼公民館長（石井和子君） お答えいたします。

消防法による消防署の立ち入り検査を実施した際、危機点検や総合点検を行う消防設備等定期点検のほか、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等が基準に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防庁に毎年1回報告するという防火対象物定期点検をしなければならないということから、資格者のいる業者へ委託するものです。消防署の立ち入り検査の際に、結果を提出する旨の指示をもらったものです。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 定期消防法に基づく検査を受けて、その指摘事項があったからその追加の検査という、そういう考えでよろしいですか。それを補正でとったということよろしいですか。

○議長（柴田 孝君） 生涯学習課長、石井和子君。

○生涯学習課長兼公民館長（石井和子君） お答えいたします。

追加というわけではなく、収容人員300人以上の施設は定期点検をしていただきたいという指示が今回ありましたので、補正をとらせていただきました。ですので、これからは年1回やるということで、立ち入り検査の際に指示を得たものです。よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 2回目、最後になる。いいです。後でまた石井さんによくお聞きしたいと思いますので。すいません。

○議長（柴田 孝君） 8番、池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 池沢です。何点かちょっと教えてください。

まず、歳出の17ページの地方創生臨時交付金の関係なんですけれども、まず1点目が、低所得世帯支援事業交付金。また増額で、1世帯10万円プラス子供1人に対して5万円を上乗せするというような説明だったと思うんですけれども、この世帯と地域応援券の発行事業約2,000万円ありますけれども、これのダブリというのは何人、逆に言いますと何世帯ということになるのかな、その辺はわかりますか。例えば、十何万円もらう家庭プラスこの1人3,000円というのが、今回予算化されていると思うんですけれども。ダブっている人数とか世帯とか、そういうものがわかりますか。

○議長（柴田 孝君） 福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） それでは、池沢議員のご質問にお答えいたします。

今回、私のほうから低所得世帯のほうでございまして、こちらの6月議会のほうで一旦ご承認いただいたものでございまして、申告所得データが全て出そろって、データを再点検した結果、当初より大幅に見込みまして、全体ではいわゆる低所得者10万円配る世帯が160世帯。それに対して、子供加算を行う世帯が17名が対象となっております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） ありがとうございます。

じゃあ、今のをもう一度繰り返しますけれども、地域応援券の発行対象者の中に、この160世帯、子供17名が含まれているというダブる、これの世帯は両方もらえるということでよろしいですか。

○議長（柴田 孝君） 福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） 低所得世帯の給付金につきましては、令和6年度で新たに非課税世帯になったものということになっておりますので、私、ちょっと地域応援券のほうは分かりませんが、こちらは国の定めた、今言った令和6年度に新たに低所得になった世帯に対して支給されるもので

ございますということだけ申し上げておきます。すみません。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 私が何を言いたいかというのはもう前々から言っていますけれども、この地域発行1人3,000円ですか。もうそれは、もうちょっとほかのものに振り向けてもいいじゃないかということを散々言ってきたと思うんです、私。だから、今回もまた今までと同じことをやれば問題ないみたいな出し方で、今回も出ているんで。もうちょっとほかの町村ですと、この地域創生の交付金を利用して、子育て支援だとかいろんなことにやっていますよという、テレビでも最近やっていたけれども、そういうところが見受けられるみたいです。だから、長柄町も経済活動といいますか、そういうことであればもうちょっと違う経済活動に振り向けてもいいんじゃないかというふうに私は思っているんですけれども。今回この予算自体に反対するわけではありませんけれども、こういうものが出ると同じことをやっていけばいいやというようなことではなくて、常に新しいものを考えた中でまた予算化をしていただければというふうに。これは要望です。よろしくをお願いします。じゃあ、それはそれで結構です。

次に、19ページ。先ほど鶴岡議員のほうから質問がありましたけれども、私、この美化事業の減額の22万。今は22万減額する必要ないじゃないかというふうには思うんです。というのは、私、前からも言っていますけれども、道路のごみ、結構道路にごみが落ちている場所がいっぱいありますよね。皆さん方、車で通っていて分かっている方いらっしゃると思うんですけれども。この減額するのであれば、予算を補正予算で作り直して、そういうものに。端的に言えば道路清掃員ですか、そういう方を委託して、道路のごみを除去してもらおうとかそういうふうにしたら私はいんじゃないかと思うんです。ここでせっかく予算を取ってあるものを6月の美化事業だけを考えるんじゃないかと、町として道路美化事業をどういうふうにしたらいんじゃないかということも考えていただければというふうに思いますけれども。答弁はどうなんですか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） ご意見ありがとうございます。本件につきましては、参加人数、それから必要とされる消耗品について減額をさせていただいたものでございますけれども、当初予算ではマックスの最大限の予算を取らせていただいております。それに対しまして、先ほど鶴岡議員のほうからもありましたけれども、参加人員がその都度変動することもありまして、このような結果となつてございます。

この金額で、今ご提案の活動ができるかどうかにつきましては精査しなければなりませんけれども、貴重なご意見ということで承ってまいりたいと思いますので、どうぞご理解のほどお願いいた

します。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 今回、この補正で載っていますから、これをどうのこうのと言ってもしょうがないと思いますけれども。まず、汚い、やはり管外から来る方は、町がごみだらけの道路じゃあ来た印象が非常に悪いものですから、そういうところには新しい人たちはなかなか逆に入ってきません。そういう美化事業とかそういうものを徹底した中で新住民を迎えるとか、そういうことでやはり考えて、私はいかなくちゃいけないというふうに思いますので。これはまた、来年の予算の考え方のときに採用していただければというふうに私からはお願いいたします。

それと、次に21ページの農業振興費の中の需用費の修繕料で食洗機の変更だとかというようなことをさっき説明の中でありましたけれども。このダムのところの加工所については、借家ですか、貸してあってその方たちが運営していると思うんですけれども、こういう備品等が壊れたときに100%町が持つのか。今回、これは100%の食洗機の買い替えなのか。では、先にそれをお聞きします。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、山之郷の加工施設については公募を行い、現在太陽建設さんのほうでこちらのほうを貸借されているところでございます。こちらはその公募の際に、建物、それから中の備品など一覧ということでお出ししておいて、その中で公募で受けていただいたというところでございますが。こちら、今回食洗機のほうですけれども、町のほうで平成28年に購入したものでございまして、公募時点でもう既に町の所有でこちらも貸し出すという形をとっておったところでございます。

今回、こちら買い替えということではなくて、食洗機のほうが故障してしまいましたので、一応修繕を行う予算でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 使っている方が民間の方ということで、壊れたからそれを直すための補正だということですが。先ほど説明のあったこの備品類、提示してある備品類が壊れたとか買い替える場合は100%、これから町が負担をしていくのか。それとか、業者の方にフィフティー・フィフティーぐらいでいく考えなのか。ちょっとその辺、お考えがあるのかどうかお聞きします。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

原則、町の備品につきましては町のほうで修繕を行う予定でございますが、ただ、使用の仕方、それから相手方に非がある場合につきましては、そちらについては相手方の負担も求めることを検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 今のご説明ですと、相手方に非がある場合は相手方からの負担を求めるということですが、じゃあ、相手方の非とはどういう捉え方で相手方の非とするのか。例えば、通常使っている段階で壊れるのと、何かの拍子で倒して壊したりなんかすれば、それはまた相手方の非とかという話になるんでしょうけれども、その見極めは非常に難しいと思うんです。そこには、山田課長がずっとついているわけじゃないんで、その辺をどう判断するのか。ちょっともう1点、じゃあそこを。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） 議員のおっしゃるとおり、やはりその判断というものは現地にないわけですので、私どものほうで決めるということは難しいんですが、それこそ相手方、太陽建設さんからのヒアリング等を行ってまいりたいと。

また、故障などは重大な過失、それこそ議員がおっしゃられた意図的に倒したりとかそういうものが確認できれば、それは相手方の過失ということで判断してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） これは最後の話になりますけれども、要は、逆に言えば負担をやはり借りている方からいただくということであると、そのもの自体を大事にするんじゃないですかね。そういう私は気がします。もう全く町が全部負担ということになるとあまりその機器を大事に扱わないということも出てくると思うんです。やはり自分たちの負担があるということになると、やはり機器を長く使うとかそういう、大事にするとか、そういうことになると思いますので。その辺、契約上のことでありますので。やはり受益者負担というのがある程度あってもいい時代じゃないかというふうに私は思うので、その辺は今後検討をお願いします。

それと、最後の質問ですけれども、これは21ページで、先ほど長柄山地先の事業だということで、交通安全プログラム対策工事というこの名称というのは何なのかちょっとご説明いただけますか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

例年、交通安全プログラムというものに基づいて、7月に教育委員会をはじめ、警察、長生土木事務所、本町道路を所管します当課、それらが一斉に通学路の点検を行います。その通学路で不具合があった箇所等について、それを予算化し、その年に修繕してまいる予算でございます。

今回につきましては、7月に行われた通学路安全点検の際に計上されたグリーンベルトが薄くなっていることでありますとか、区画線、滑り止め、これらの指摘事項に対応する予算でございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 内容は分かりました。それで、私、その内容に、予算に反対するということじゃないんですけども、この交通安全プログラム対策工事というのは何だったかなというふうに分からなかったものですかからお聞きしました。

ただし、夏休み中の通学路の点検ですと、町内の通学路一円ということになりますので、たったこんなもんかなというふうに逆に私としては思うんです。もっと通学路、狭い道路もいっぱいありますよね。もっともっとやらずにやらないようなことはあるんじゃないかというふうに私は感じていますから。年に1回、そういうふうに点検しているのであれば、例えば1つの例を言いますと、力丸、千代丸、山根辺りから小学校、中学校のほうに通う通学路がありますよね。あれなんか狭い道路がいっぱいあるわけですから、ああいうところの交通安全対策とか、そういうものもやはり考えてやったほうが私はいいと思うんですけども。これはご意見としてお聞きいただければというふうに思います。予算に対して反対するということじゃございません。ありがとうございます。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑はありますか。

11番、三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 三枝でございます。私から2点ばかりお聞きしたいと思います。

まず1点目、先ほど宮坂議員もおっしゃったんですけども、コロナワクチンの件なんですけれども。65歳以上で希望者に対しては打ちますよと、その費用について1,800万分取ってあるんですが。ちなみに65歳全員が分かりませんが、何人ぐらいを想定してこの予算を取っているかちょっとお聞きします。

○議長（柴田 孝君） 健康保険課長、内藤文雄君。

○健康保険課長（内藤文雄君） お答えいたします。



コロナ予防接種の人数につきましては65歳以上の方が主力で、疾患のある60歳以上ということで、65歳以上がおおむね今2,800人、長柄町ではおります。その約6割ということで算出しております。これにつきましてはインフルエンザをやっているのを参考にしながら、その率と同程度ということで見込んでおります。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 2,600人の6割、分かりました。ちなみに、その6割の方が、今まで私7回ぐらい受けたのかな、打ったんですかね、打った方と打たれない方もいらっしゃるかもしれませんが、私打ってまして効果があるないは、私、たまたまコロナにかかっていませんから、あったのかなというような解釈をしておるんですけども。中には、非常にコロナにかかった後で、後遺症に悩んでいる方がいらっしゃるんですよ。その方も任意でやるんですから問題ないと思うんですけども、今非常に頭が痛いとか云々という方が結構いらっしゃるんですけども。そういう方を含めた数になっちゃと思うんですよ、任意ですけども。ですけど、やっぱりそれはある程度、調べながらやっていかないと、単純に、例えば希望者があったから受けるというようなことだけではいけないと思うんです。

ウイルスですので、年々変化していきますので、それが今やっているものが適応されるかどうかというの分かりませんが、その辺、ちょっと私、気になったものですから、注意していただければというふうに思っております。お願いします。

それからもう1点。ちょっと細かくて申し訳ないんですけども。地域協力隊の報償費についてちょっとお聞きします。

この補正予算の中に、企画費のほうに地域おこし協力隊報償費で39万6,000円という金額が出ています。そのほかに、農業振興費、これと同じ項目で39万2,000円。4,000円の差があるんですけども、なぜこれが4,000円差があるか、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

すみません、それぞれの見積もりでどれだけ足りないかというところを出したものでございますので、詳しい差というのはちょっと今現在持ち合わせておりません。すみません。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） それでは、例えば、本町には3名の方が今協力隊に来ておられると思うん

です。各々所属課というんですか、やっている仕事の内容が違って、やっている内容について所轄が違ってくると思うんですけども。今ここに、21ページに林業関係の方に508万5,000円。多分これ初めてのあれですよ。それで508万5,000円やっているんですけども。こういうものっていうのは、その方が来られたときに、これだけのお金でやってくださいよっていうものでそういう形でやっているんじゃないですか。それで、何で差があるか分かりませんが、どうしてこういうふうなお金が出てきちゃうのか。ちょっとその辺差が、ちょっと私、理解できないんですけども。要するに、結局契約するわけですから、10円で契約したものが、変な話終わってみたら11円になっていたと。ちょっと変な話であって、10円はあくまでも10円なんですよ、多分。その辺、ちょっと差っていうのがちょっと分からないです。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

質問内容の確認でよろしいですか。許可を許します。

○企画財政課長（小泉義彦君） すみません、もう一度ご質問の内容をもう一度。すみません、よろしくをお願いします。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 最初に契約した金額がそのままの金額でいかないから補正でお金を補充するわけでしょう。その差を教えてくださいということです。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） 申し訳ございません。今回の補正につきましては、総務省から増額してくださいと。地域おこし協力隊についての報償費については、増額してくださいと。その分全部見ますよということで、全国一律の通達が出てますけども、それに基づき報償費の増額を行うものでございます。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 分かりました。ということは、一応、現在3名いる方はその総務省からの通達があった時点では何%か分かりませんが、差額を出してあげたという考え方でよろしいですよ。ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありますか。

3番、佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） すみません、ちょっと教えていただきたいんですけども。17ページなんですけど、給食費サービス事業の中で3,000円という金額が計上されているんですけども、これ内容的には二重納付に対する還付というふうにお聞きしたんですが、この内容についてちょっと教えてい

ただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） 佐久間議員のご質問にお答えいたします。

こちらについてですけれども、令和5年度の給食サービス事業に対して二重納付をしてしまったのが原因なんですけれども、その二重納付が本人が1回払ったのを忘れてさらにもう1回納付証をもらって、それで払ったのが令和6年度になってからですので、今回要するに令和5年度中のものを払ってしまったということで、いわゆる1回予算計上して払うということになったというものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） 分かりました。無償化という中で、どうやってこの数字が計上されてきたのかというのがちょっと気になったものですからお伺いしました。ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） 福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） すみません、この給食費ということなんですけれども、これは社会福祉協議会で行っています、いわゆる希望した老人に払う給食サービスでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） 全く違うということなんですね。さっき、当初の説明だと、給食費の二重納付による還付というふうにお話があったかと思ったのでちょっと伺ったんですけれども、全く違う内容になるわけですね。分かりました。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑はありますか。

5番、高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 先ほど三枝議員からもありました地域おこし協力隊の増額は分かったんですけれども、それ以外に自分で何か新しい事業を始めたいとかって言った場合にかかった費用とかの負担とかってというのは一切ないんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

報償費のほかの経費につきましては、その地域活性、その趣旨に沿ってあれば経費は認めるものでございます。年間200万円までということになります、年間。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

あと、こども園の管外保育というのは、人数とかそういうのはどうなっているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

こども園長、川嶋静雄君。

○こども園長（川嶋静雄君） それでは、今のご質問なんですけど、まず、茂原市4歳児1名になります。当初予算が61万2,000円ということで、補正といたしまして1万3,000円で12か月分ということで経費が増額になってまして、15万6,000円が増額になっております。

それから、あとは、これは市原市に行っている子なんですけど、5歳児が1名、3歳児が1名ということで補正額が14万5,000円の12か月分ということで174万円になっております。市原市からの転入で継続して市原市のほうに通園するというので管外保育委託料が発生をしているところです。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

それから、ちょっと数値のことではないんですけど、先ほどからコロナの話が出ておまして、65歳以上とか持病を持っている方への通達の中に、これはご本人の選択によるものですか、そういったような内容とかは一言入っているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 健康保険課長、内藤文雄君。

○健康保険課長（内藤文雄君） お答えいたします。

通知文は手元になくて、その言葉が入っているかどうかははっきりしませんが、そのほかにも予防接種の手引きなども今回作っておまして、その中では、接種については個人の自由と責任で打ってくださいというような文言が入っていることは確認しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 分かりました。強制ではなくご自身の判断で行かれて、さらにそういったのは厳しい医者からの問診がありますので、責任はおそらくそちらに行くほうが強いかと思ったので、心配して一言申し上げました。ありがとうございます。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案ごとに討論と採決を行います。

はじめに、議案第5号 令和6年度長柄町一般会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 令和6年度長柄町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手多数。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和6年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 令和6年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和6年度長柄町下水道事業会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 令和6年度長柄町下水道事業会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時30分からとします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時30分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◎議案第9号・報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（柴田 孝君） 日程第3、議案第9号 令和5年度決算認定について、報告第1号 令和5年度長柄町健全化判断比率について、報告第2号 令和5年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、報告第3号 令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について、いずれも令和5年度決算関係でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第9号 令和5年度長柄町一般会計及び各特別会計の決算につきまして認定を賜りたく、その内容についてご説明申し上げます。

令和5年度の各会計につきましては、本年5月末日をもって出納閉鎖をいたしました。その決算関係書類は、去る8月16日、地方自治法第233条第1項の規定に基づき会計管理者から提出され、同条第2項の定めるところにより、同月19日から21日の3日間にわたり、町監査委員に審査をお願いいたしました。

その結果、別紙のとおり決算意見書が提出されておりますので、同条第3項に基づき、これを添付し、本議会の認定に付するものであります。

まず、一般会計の決算額では、歳入47億4,755万3,772円、歳出44億5,275万3,090円、歳入歳出差引残額は2億9,480万682円であります。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額10億7,482万2,917円、歳出決算額9億6,855万8,250円、歳入歳出差引残額は1億626万4,667円であります。

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入決算額5,156万7,893円、歳出決算額4,519万9,481円、歳入歳出差引残額は636万8,412円であります。

介護保険特別会計につきましては、歳入決算額8億3,550万8,439円、歳出決算額8億1,278万8,059円、歳入歳出差引残額は2,272万380円であります。

浄化槽事業特別会計につきましては、歳入決算額5,792万6,565円、歳出決算額5,989万5,102円、歳入歳出差引残額はマイナス196万8,537円であります。

最後に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額1億1,163万3,659円、歳出決算額1億993万388円、歳入歳出差引残額は170万3,271円であります。

以上で、令和5年度各会計の決算についてご報告を申し上げましたが、詳細につきましては会計管理者に補足説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第1号 令和5年度長柄町健全化判断比率について、報告第2号 令和5年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、報告第3号 令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、地方公共団体の財政の健全性の基準として、早期健全化基準及び財政再生基準並びに経営健全化基準を設け、各基準値を超えると地方公共団体は各計画を策定し、行財政上の措置が講じられ、財政の健全化を図ることが求められます。

この基準のうち、健全化判断比率については4つの指標で表されますが、本町は、いずれも国の定める基準値以下となりました。

なお、実質公債費比率については、前年比0.7ポイントの増となっておりますが、金利の上昇や公民館建設事業等の新規借入れに伴う利子の増加、税収をはじめとする標準税収入額の減少が要

因に挙げられます。

最後に資金不足比率について、農業集落排水事業特別会計の資金不足はありませんでしたが、浄化槽事業特別会計は0.1%となりました。

これは令和6年度から地方公営企業法が一部適用されることにより、令和6年3月までの打ち切り決算となるため、収入の一部が含まれていないことによるものです。

以上、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見書を付して報告するものです。

以上であります。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

会計管理者、小川久美子君。

○会計管理者（小川久美子君） 議案第9号 令和5年度長柄町一般会計及び各特別会計の決算認定につきまして、補足説明申し上げます。

それでは、お手元の決算書5ページ、6ページをお開きください。

歳入は収入済額を、歳出は支出済額をご説明させていただきます。

まず、一般会計歳入決算です。

1 款町税12億3,229万7,886円、1 項町民税3 億5,525万8,328円、2 項固定資産税8 億253万2,832円、3 項軽自動車税3,076万1,681円、4 項町たばこ税4,151万5,445円、5 項入湯税222万1,800円、6 項鉱産税7,800円。

2 款地方譲与税6,210万6,000円、1 項地方揮発油譲与税1,488万円、2 項自動車重量譲与税4,486万円、3 項森林環境譲与税236万6,000円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金36万3,000円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金513万5,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金610万4,000円。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金2,382万7,000円。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金1 億8,805万7,000円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金5,584万9,818円。

9 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金72万4,873円。

次のページをお願いします。

10 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金1,031万4,000円。

11 款地方特例交付金204万2,000円、1 項地方特例交付金204万2,000円。



12款地方交付税、1項地方交付税12億9,692万4,000円。内訳は、普通交付税12億2,994万4,000円、特別交付税6,698万円でございます。

13款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金136万3,000円。

14款分担金及び負担金2,885万5,453円、1項負担金2,318万9,803円、2項分担金566万5,650円。

15款使用料及び手数料5,560万9,254円、1項使用料5,175万9,653円、2項手数料384万9,601円。

16款国庫支出金4億443万7,139円、1項国庫負担金1億6,200万2,983円、2項国庫補助金2億3,988万1,852円、3項委託金255万2,304円。

17款県支出金2億1,808万9,952円、1項県負担金9,867万9,185円、2項県補助金1億750万9,410円、3項委託金1,190万1,357円。

18款財産収入1,110万2,812円、1項財産運用収入858万8,946円、2項財産売払収入251万3,866円。

次のページをお願いします。

19款寄附金1項寄附金1億947万6,251円。

20款繰入金2億1,015万4,000円、1項基金繰入金2億1,015万4,000円。

21款繰越金、1項繰越金3億1,645万4,406円。

22款諸収入8,240万6,928円、1項延滞金、加算金及び過料38万447円、2項町預金利子25万1,821円、3項雑入8,177万4,660円。

23款町債、1項町債4億2,586万円。

以上、歳入合計の予算現額48億5,067万7,000円、調定額47億7,613万3,017円、収入済額47億4,755万3,772円、不納欠損額266万6,703円、収入未済額2,591万2,542円。予算現額に対する収入済額の割合は97.9%となりました。

続きまして、次のページをお開きください。一般会計歳出決算です。

1款議会費、1項議会費6,993万7,383円。

2款総務費9億8,184万3,892円、1項総務管理費8億4,437万4,397円、2項徴税费8,733万7,573円、3項戸籍基本台帳費3,671万4,981円、4項選挙費1,268万8,797円、5項統計調査費23万9,544円、6項監査委員費48万8,600円。

3款民生費9億8,011万5,010円、1項社会福祉費7億357万8,991円、2項児童福祉費2億7,375万1,906円、3項災害救助費278万4,113円。

4款衛生費、1項保健衛生費3億8,530万1,055円。

5款農林水産業費1億8,546万8,850円、1項農業費1億8,158万6,984円、2項林業費388万1,866円。

6 款商工費、1 項商工費1,862万2,679円。

7 款土木費 3 億5,953万2,962円、1 項土木管理費 1 億1,743万9,941円、2 項道路橋梁費 1 億9,110万547円、3 項河川費3,546万8,700円、4 項住宅費1,552万3,774円。

次のページをお願いします。

8 款消防費、1 項消防費 1 億6,501万2,000円。

9 款教育費 5 億3,900万686円、1 項教育総務費5,283万6,071円、2 項小学校費 1 億7,407万4,157円、3 項中学校費5,224万5,953円、4 項社会教育費 1 億5,057万8,105円、5 項保健体育費 1 億926万6,400円。

10款災害復旧費 1 億2,925万6,323円、1 項農林水産施設災害復旧費5,609万9,823円、2 項公共土木施設災害復旧費5,723万920円、3 項文教施設災害復旧費1,269万700円、4 項その他公共施設・公用施設災害復旧費323万4,880円。

11款公債費、1 項公債費 4 億662万8,191円。

12款諸支出金 2 億3,203万4,059円、1 項普通財産取得費ゼロ円、2 項基金費 2 億3,203万4,059円。

13款予備費、1 項予備費ゼロ円。

歳出合計は、予算現額48億5,067万7,000円、支出済額44億5,275万3,090円、翌年度繰越額は 2 億3,734万6,000円。こちらは、繰越明許費として低所得世帯支援事業や町道3033号線道路改良事業等、計15事業を繰り越しております。

続いて、不用額 1 億6,057万7,910円、執行率は91.8%となりました。歳入歳出差引残額は 2 億9,480万682円でございます。

続きまして、19ページ、20ページをお開きください。

国民健康保険特別会計歳入決算でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 1 億7,370万6,543円。

2 款一部負担金、1 項一部負担金ゼロ円。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料550円。

4 款国庫支出金、1 項国庫補助金ゼロ円。

5 款県支出金、1 項県負担金 7 億634万9,117円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入3,116円。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金7,481万5,237円。

8 款繰越金、1 項繰越金 1 億1,820万9,886円。

9 款諸収入173万8,468円、1 項延滞金、加算金及び過料27万7,952円、2 項預金利子 1 万円、

3 項雑入145万516円。

歳入合計は、予算現額 9 億7,733万1,000円、調定額10億9,155万7,709円、収入済額10億7,482万2,917円、不納欠損額92万7,100円、収入未済額1,580万7,692円でございます。予算に対する収入率は110%となりました。

続きまして、次のページをお願いします。

歳出決算でございます。

1 款総務費2,445万8,047円、1 項総務管理費2,253万1,478円、2 項徴税費184万8,789円、3 項運営協議会費 7 万7,780円。

2 款保険給付費 6 億8,500万3,902円、1 項療養諸費 5 億9,020万5,921円、2 項高額療養費9,312万4,261円、3 項移送費ゼロ円、4 項出産育児諸費107万3,720円、5 項葬祭諸費60万円、6 項傷病手当諸費ゼロ円。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億3,942万5,701円、1 項医療給付費分 1 億5,938万2,119円、2 項後期高齢者支援金分6,092万6,239円、3 項介護納付金分1,911万7,343円。

4 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金20円。

5 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金ゼロ円。

6 款保健事業費1,878万7,964円、1 項特定健康診査等事業費912万3,492円、2 項保健事業費966万4,472円。

7 款基金積立金、1 項基金積立金 5 万3,116円。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金82万9,500円、2 項延滞金ゼロ円。

次のページをお願いします。

9 款予備費、1 項予備費ゼロ円。

歳出合計は、予算現額 9 億7,733万1,000円、支出済額 9 億6,855万8,250円、翌年度繰越額ゼロ円。不用額877万2,750円、執行率は99.1%となりました。

歳入歳出差引残額は 1 億626万4,667円でございます。

続きまして、29ページ、30ページをお開きください。

農業集落排水事業特別会計歳入決算でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金ゼロ円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料1,078万8,701円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金3,978万8,000円。

4 款繰越金、1 項繰越金20万7,371円。

5 款諸収入78万3,821円、1 項預金利子 1 万円、2 項雑入77万3,821円、3 項延滞金、加算金及び過料ゼロ円。

6 款町債、1 項町債ゼロ円。

歳入合計は、予算現額5,525万3,000円、調定額5,615万7,834円、収入済額5,156万7,893円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額458万9,941円。収入率は93.3%となりました。

次のページをお願いします。

歳出決算でございます。

1 款事業費、1 項管理費1,389万1,851円。

2 款公債費、1 項公債費3,130万7,630円。

3 款予備費、1 項予備費ゼロ円。

歳出合計は、予算現額5,525万3,000円、支出済額4,519万9,481円、翌年度繰越額ゼロ円。不用額1,005万3,519円、執行率は81.8%となりました。

歳入歳出差引残額は636万8,412円でございます。

農業集落排水事業につきましては、地方公営企業法が適用されたことに伴い、3月末で打ち切り決算となっております。令和5年度に属する未収金、未払金を加味した実質歳入歳出残額は317万7,472円でございます。

続きまして、37ページ、38ページをお開きください。

介護保険特別会計歳入決算でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料 1 億7,471万9,827円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料ゼロ円。

3 款国庫支出金 1 億7,559万7,316円、1 項国庫負担金 1 億3,455万1,697円、2 項国庫補助金 4,104万5,619円。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金 2 億31万2,000円。

5 款県支出金 1 億1,539万7,078円、1 項県負担金 1 億1,124万7,796円、2 項財政安定化基金支出金ゼロ円、3 項県補助金414万9,282円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入2,182円。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金 1 億3,279万8,000円。

8 款繰越金、1 項繰越金3,655万8,356円。

9 款諸収入12万3,680円、1 項延滞金、加算金及び過料 8 万8,700円、2 項預金利子 1 万円、3 項貸付金元利収入ゼロ円、4 項雑入 2 万4,980円。

次のページをお願いします。

10款町債、1項財政安定化基金貸付金ゼロ円。

歳入合計は、予算現額8億3,417万6,000円、調定額8億4,018万9,112円、収入済額8億3,550万8,439円、不納欠損額142万2,100円、収入未済額325万8,573円。収入率は100.2%となりました。

次のページをお願いします。

歳出決算でございます。

1款総務費、1項総務管理費2,521万9,995円。

2款保険給付費7億2,951万1,830円、1項介護サービス諸費7億1,162万4,407円、2項高額サービス費1,788万7,423円。

3款地域支援事業費3,000万2,237円、1項介護予防・生活支援サービス事業費1,120万2,645円、2項包括的支援事業・任意事業費1,879万9,592円。

4款基金積立金、1項基金積立金1,007万8,182円。

5款諸支出金1,797万5,815円、1項償還金及び還付加算金1,797万5,815円、2項繰出金ゼロ円。

6款予備費、1項予備費ゼロ円。

歳出合計は、予算現額8億3,417万6,000円、支出済額8億1,278万8,059円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額2,138万7,941円、執行率は97.4%となりました。

歳入歳出差引残額は2,272万380円でございます。

続きまして、47ページ、48ページをお開きください。

浄化槽事業特別会計歳入決算でございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金80万円。

2款使用料及び手数料、1項使用料1,898万6,495円。

3款国庫支出金、1項国庫補助金ゼロ円。

4款県支出金、1項県補助金ゼロ円。

5款繰入金、1項一般会計繰入金3,748万7,000円。

6款繰越金、1項繰越金9万9,507円。

7款諸収入55万3,563円、1項預金利子1万円、2項雑入54万3,563円、3項延滞金、加算金及び過料ゼロ円。

8款町債、1項町債ゼロ円。

歳入合計は、予算現額6,840万8,000円、調定額6,897万1,465円、収入済額5,792万6,565円、不納欠損ゼロ円、収入未済額1,104万4,900円でございます。収入率は84.7%となりました。

次のページをお願いします。

歳出決算でございます。

1 款事業費4,309万4,247円、1 項管理費3,368万8,036円、2 項工事費940万6,211円。

2 款公債費、1 項公債費1,680万855円。

3 款予備費、1 項予備費ゼロ円。

歳出合計は、予算現額6,840万8,000円、支出済額5,989万5,102円、翌年度繰越額ゼロ円。不用額851万2,898円、執行率は87.6%となりました。

歳入歳出差引残額はマイナス196万8,537円でございます。

浄化槽事業につきましては、農業集落排水事業と同様に、3月末で打ち切り決算となっております。令和5年度に属する未収金、未払金を加味した実質歳入歳出残額は431万3,409円でございます。

続きまして、55ページ、56ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計歳入決算でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料8,569万6,700円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料ゼロ円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金2,458万3,630円。

4 款繰越金、1 項繰越金124万3,129円。

5 款諸収入11万200円、1 項延滞金、加算金及び過料ゼロ円、2 項償還金及び還付加算金10万200円、3 項預金利子1万円、4 項雑入ゼロ円。

歳入合計は、予算現額1億1,120万円、調定額1億1,195万5,559円、収入済額1億1,163万3,659円、不納欠損額1万3,000円、収入未済額30万8,900円でございます。収入率は100.4%となりました。

次のページをお願いします。

歳出決算でございます。

1 款総務費130万9,188円、1 項総務管理費75万369円、2 項徴収費55万8,819円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金1億852万1,000円。

3 款諸支出金10万200円、1 項償還金及び還付加算金10万200円。

4 款予備費、1 項予備費ゼロ円。

歳出合計は、予算現額1億1,120万円、支出済額1億993万388円、翌年度繰越額ゼロ円。不用額126万9,612円、執行率は98.9%となりました。

歳入歳出差引残額は170万3,271円でございます。

以上で各会計決算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） ここで監査委員から監査報告があります。監査委員、白井民夫君。お願いいたします。

○代表監査委員（白井民夫君） 監査委員の白井でございます。

それでは、令和5年度歳入歳出決算の監査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定による一般会計および特別会計の審査、地方自治法第241条第5項の規定による各基金の運用状況審査を8月19日、20日、21日の3日間にわたり、岡部委員と実施いたしました。

審査は令和5年度長柄町一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、浄化槽事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算、財産に関する調書及び基金に関する調書等の関係帳簿書類をもって実施いたしました。

まず、審査の着眼点ですが、一般会計及び特別会計の決算においては、意見書4（1）から（7）に掲げる事項に留意し、併せて関係諸帳簿、証書類を照合精査するとともに、事務担当部局の説明を聴取し、さらに例月出納検査及び定期監査の結果を参考とし、審査を実施いたしました。

次に、審査の実施内容及び結果ですが、各会計の予算額、収入済額、支出済額、歳入簿、現金受払簿により出納証書類と照査の結果、決算は計数に誤りがなく、出納処理の内容も正当なものであると認められました。

また、歳入歳出決算その他関係書類は法令に適合し、予算執行も適正に処理され、その執行実績についても所期の目的に沿い、住民福祉の増進が図られていることが推察されました。

財産に関する調書につきましては、公有財産、物品、出資による権利について、それぞれ調書の計数と財産台帳、備品台帳と照合した結果、計数はいずれも正確であると認められました。

基金に関する調書につきましては、各基金について、それぞれ調書の計数と預金通帳と照合した結果、計数はいずれも正確であると認められました。

なお、主な審査意見といたしましては、決算規模は前年度と比較すると、歳入歳出は共に減となっていました。歳入では町税において、課税人員の減少による個人住民税や、企業業績悪化による法人住民税などの税収が減収しました。また、地方創生臨時交付金や地籍調査事業の進捗に伴って国県支出金の減少がありました。

また、歳出では人件費の増、新規事業の実施等を行ったものの、新公民館建設事業における本体工事が令和4年度に完了したことにより決算額が大幅に減となったものです。

次に、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は90.8%で、前年度と比較して上が

っております。将来負担を見据え、持続可能な財政構造の確立を目指していただきたいと思います。

次に、近年の地方財政を取り巻く状況を踏まえ、自主財源の根幹をなす町税の収入確保は重要ですが、収納率は98.5%と高い水準を維持しております。今後とも物価高騰の中にあつて、経済や生活への影響を予測することは困難ですが、税の公平性を確保し、安定的な財政運営を維持するため、未収金発生の防止及び県との連携等による早期回収と納税の利便性向上に資する取組みに引き続き努力いただきたいと思います。

また、財産運用に関しましては効果的な支出、行財政改革の推進及び地方自治法に規定されている最小の経費で最大の効果を挙げられるよう努めていただきたいと思います。

次に、歳計現金及び基金については、安全かつ有利に管理されております。引き続き、管理には万全を期するよう努めつつ、より一層有効に活用ができるよう工夫を図られたい。

各種補助金等の交付にあつては、町が実施する施策の補完的な位置付けである補助金の効果の見える化や他の事業等との連携を検討し、所管課は要綱、規約等を遵守して、公平性・透明性を確保し、費用対効果の検証を適切に行っていただきたいと思います。

なお、町では事業執行にあたり、物品購入や委託業務などの様々な契約を締結しておりますが、契約事務は、入札の透明性・公平性を確保し安易に随意契約をすることなく法令等を遵守して、経費の縮減に努めていただきたいと思います。

また、早期発注により工期を確保し、繰越事業の縮減に努力されたい。

最後に、事業執行では、各種電算システムの仕様を有効に使い、事務処理の効率化により正確で迅速な住民対応を継続していただきたいと思います。

最後に、財政健全化法に基づく健全化判断比率の審査につきましては、一般会計の実質赤字比率及び一般会計と各特別会計を合わせた連結実質赤字比率は各会計の実質収支に赤字が生じていないため昨年度と同様に該当がございません。

実質公債費比率は、元利償還金の増加があつたものの、標準税収入額等の増加により、前年度と比較し増加し6.6%となっております。

また、将来負担比率は、該当なしであり、財政調整基金や公共施設整備等基金といった充当可能基金の取り崩しが少なかったことが要因に挙げられます。

健全化判断比率は、いずれの数値も国で定める基準以下となつており健全財政を維持していますが、今後、公民館建設事業等で発行した地方債の償還の開始により将来負担比率等は持続的に上昇することが推測されるため、事業実施にあつては、償還に伴い交付税措置される有利な起債等を取り入れることに努めていただきたいと思います。



人口減少により町税をはじめとした一般財源の総量の確保が厳しくなる見通しであることから、事業執行に合わせた財政計画を立て、引き続き健全な財政運営をお願いいたします。

以上、決算審査報告といたします。ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） 監査委員による監査報告は終わりました。ご苦労さまでした。

ここで質疑を行います。ここでの質疑は、議員自身の所属していない常任委員会の決算項目の詳細に限り認められます。

なお、同一議員の質疑については、申合せのとおり、1件の質問に対し3回まで発言を認めます。

質問の件数については、議会運営委員会での申合せのとおり、この後総括質疑もありますので、会議時間などを考慮し、議会運営上常識的な範疇において実施していただきますようお願いいたします。

質疑ございませんか。

2番、宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと細かいところで、今、監査委員の意見の中にもありましたけれども、費用対効果です。これは数字的なものではなくて、訂正的な部分。これに関して、町としてどういう形で判断していくのか。要は、いろいろな委託だとか、補助だとか行っていますけれども、それに対して、具体的には、例えば、特産品開発業務というのが100万円出ていますけれども、これを委託して、その結果、どういった効果が出てきているのか、それが町にどういう益があったのか。これは1つの例ですけれども、そういった形で、いろいろな項目に関して。

先ほどの意見の中であったような費用対効果、これをどのような形で町として今後やっていくのか。あるいは、今回の5年度の決算に関して、どのように判断されているのか、そこをちょっと伺いたいのですが。

○議長（柴田 孝君） 答弁をお願いします。

企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

まず、各事業のデータ、ニーズ等を踏まえて、それに適しているかどうかというところで判断します。

また、総合計画等に載っていた項目について、順次、それについて予算化し、事業を実施していくというところで判断してございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと今の回答ではよく分からないのですが、町として、費用対効果を

どういふふうに見ていくのかという具体的な仕組み。例えば、何かそういう委員会があるのか。そういったところを今、伺っているのです。町として、今回の5年度の決算に関してもそうですが、今後も含めて、費用対効果に関してどういふ形で、どういふ仕組みでやっていくのか。これは全体の話です。

もし、町長のほうで具体的な仕組みをやっていらっしゃるのであれば、それを教えていただきたいと思います。もしなければ、今後こういふ形でやっていくとかいふ、そういう方向性をぜひ示していただきたいのですが。

○議長（柴田 孝君） 副町長、若菜一繁君。

○副町長（若菜一繁君） 当初というか、今までは決算委員会の状況、またそれを踏まえて、次年度予算への反映ということで、私含め、三役と企画財政課長、総務課長と入って、予算の査定等、これからもさせていただくのですが、特に経常経費でないもの、例えば、政策的な経費につきましては、今後、きちっと政策を立案されるときに、K P I（キー・パフォーマンス・インジケーター）、こういったものを活用して、事業の進捗状況や効果については、図っていくというふうに捉えております。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっとまだよく分からないのですが、具体的に委員会みたいなものがあるということですか。それともこれから作るという意味でしょうか。ちょっとすみません、よく今の回答が分からなかったのですが。

○議長（柴田 孝君） 副町長、若菜一繁君。

○副町長（若菜一繁君） お答えいたします。

これから事業等を立案、計画するときには、こういった指標を持って事業を行っていく。これに対してどの程度事業が進んだかとか、そういったものを、K P Iを作成して、事業に取り組んでいくということでございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。ちょっと私の質問にお答えいただけていないのですが。委員会があるのかどうかということをお伺いしたのですが、K P Iという手法はいいのですけれども、それをどこで誰がやるのかということをお伺いしているのです。それが既にあるのか、今後それを作っていくのか。そこをお伺いしているのですけれども。

○議長（柴田 孝君） 副町長、若菜一繁君。

○副町長（若菜一繁君） 実行計画の策定、変更も含めまして、また予算の編成のときにそういった

ものを各担当部署から挙げさせて、それについて予算査定をしていく。また、計画の査定をしていく中で、そういったものを作ると。それはだから庁内の中で行っていくということです。先ほど申し上げましたとおり、町三役プラス総務課長、企画財政課長等で予算の査定を行うときに行っていく。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

まず、具体的なところを先ほどちょっと挙げたのですが、特産品開発業務というのに関しては、今のお話ですと、今後そういうことをやっていくということなので、5年度に関しては、そういったものは行われていなかったということによろしいのでしょうか。もし行われていたとすれば、じゃあ具体的な特産品開発業務に関して、費用対効果はどうだったかという結論、結果を教えていただきたいのですが。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

昨年度の特産品開発につきましては、千葉大学に委託して、学生さんとともにいろんな案を出していただいた中で、おにぎり、長柄町のお米を使ったおにぎりというところで、様々道の駅だったり、そういったところから来たユーザーに対してアンケートを取った中で、何がいいかというところで、おにぎりを今後進めていこうというところでございます。

ただ、そこはあくまで提案というところでございます。今後、誰がやっていただけるかというのは、現在検討中でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 費用対効果の回答はしていただけなかったのが残念なのですが、要は町としてはまだそういったことはやられていないというふうに判断させていただきます。

それから、ちょっと別の話ですけれども、同様に、今、監査委員のほうからお話がありましたけれども、事務処理の効率化。政府が言っている、電子化、何て言いましたっけ、GXじゃなくて、それはグリーンだ。要は、どんどんコンピューター、AIを駆使して、事務処理の効率化をやっていこうという流れになっているのですが、今、監査委員のほうからのご指摘もあったように、町として事務処理の効率化、今、AIを使えば、10分の1以下になるわけです、事務処理というのは。実際、大手の企業もどんどん取り入れる、採用する形で今動いているわけですけれども、町としては、それに関してどういうふうに考えていらっしゃるのかというのを伺いたいのですが。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

まさに事務処理の効率化は、喫緊の課題でありますし、全国的な波に乗り遅れることのないようにやっていくということが大事だというふうに心得ております。これをやることによって、10分の1になるのか、それが何%になるのかは分かりませんが、いずれにいたしましても、議員のご質問の趣旨である効率化ということにつきましては、同感でございます、その方向で取り組んでまいり所存でございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。取り組んでいくというお話でしたけれども、今まではそれをやっていなかったという理解でよろしいですか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

もちろんこれまでも効率化をずっと、そのときの効率化という概念で行ってまいりましたけれども、ここに来て、今のご質問の中にはありましたが、様々、A Iも含めまして、状況が変わってきている中で、そのときの波にきちんと乗った形でやっていくということで。私のほうとしては、というか役場といたしましても、これまでも行ってきた、そういうご回答となるかと思えます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。ちょっと私、まだ質問に答えていただけなかったんですが。要は、今の流れというのは、もう数年前から、A Iを使った事務の効率化というのは、各企業、あるいは一部の自治体でも既にやっているわけです。それに関して、この町ではまだ取り組んでいないという、そういう理解でよろしいのでしょうか。これから取り組んでいくよという、そういうふうに関、回答としては判断したんですが、そういうことでよろしいですか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

まさにA Iのことだということの認識が欠けておりましたので、お答えがちょっと間違っただのかと思えます。A Iに関しましては、本町の場合は今年度に入りまして、内部規定を作りまして、ついふた月ぐらいだと思います。正確な数字が分かりませんが、その取組を今後していくということで、今、進めている。そのちょうど始まったところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。ぜひ積極的にそれは進めていただきたいんですが。そのときに、この5年度の予算ではタウンアドバイザーということで1名の方、予算として入っていますけれども、今後AIを取り入れた事務処理の効率化ということであれば、そのあたりの専門家をお願いしてやっていく必要があると思うんです。ですから、2か月前からそういう動きをやっていきますということですが、これは町の中だけでは専門家もいっしょにいないので、それはなかなか進まない話なので、ぜひそこは専門家を入れて、迅速にそういった効率化が進むような形でやっていただければと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（柴田 孝君） ほかに質問ありませんか。

総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） 大変ありがたいご意見だと捉えております。まさに専門家を入れてというのは、他市町村におきましても昨今大変増えておりまして、本町も今年度の予算等でお示しているように、企業人だとかそういうところに取り組んでいきたいというような方向性を出しております。

ご意見を賜った中で、今後の予算、自主計画等に反映してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。ぜひそういう形でお願いします。

一言だけ、今、もう2か月前から取り組んでいっしょということですが、実際、職員の方、特に課長クラス以上の方は、ぜひ、もう既に使っていっしょと思うんですが、AIを使って実際に体験していただいて、どこまで効率化できるのか、これを使えばすぐ分かるんです。先ほど10分の1というふうに言いましたが、これはかなり控えめな数字で、実際にはもっとはるかに高い効率化ができるというふうに実感できると思います。ですから、ぜひ、もし使っていなければ、今、無料でも回数制限はありますが、最新のものが使えますので、ぜひ、まず使っていただいて、体験していただいて、それから取り入れていくという仕組みを作っていただきたいというふうに。

これはお願いです。ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑はないようですから、これで質疑を終わります。

引き続き、議案第9号 令和5年度決算認定について総括質疑をお受けします。

なお、総括質疑ですので款項の項目についての質問とし、詳細にわたりますは、この後、お諮りいたしますが、総務事業及び住民教育常任委員会において審査をいたしますので、その際に質問されますようお願いいたします。

それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑はないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本決算認定につきましては、それぞれ所管の常任委員会付託の上、閉会中の継続審査としたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号はそれぞれ所管の常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

住民教育常任委員会、10月10日木曜日9時審査開始、総務事業常任委員会、10月11日金曜日9時審査開始とします。

ここで暫時休憩とします。再開は1時35分からとします。

休憩 午後 0時37分

再開 午後 1時35分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第4、議案第10号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第10号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております與川比佐子氏は、本年9月30日をもって任期満了を迎え、退任することとなります。後任の人権擁護委員として、桜谷にお住いの山田操氏を推薦するものです。

山田氏は、昭和52年3月に千葉県立養護専門学院を修了後、八千代市立西高津小学校を皮切りに、平成29年3月に定年退職されるまで茂原市内の小中学校の養護教諭を務められました。その後は、読み聞かせボランティアなどの活動を行われており広く社会の実情に精通し、人格、識見ともに優れた方でありますので、人権擁護委員として推薦するものであります。

よって、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立によって行われます。

これより採決いたします。

議案第10号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 孝君） 起立全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第5、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第423条第3項の規定により、3年の任期で、3名の方々に委嘱しております。このうち、現職の委員であります佐川和弘氏が、9月13日に任期を迎えますが、引き続き委員に選任したく、ご提案申し上げるものであります。

佐川氏は、平成31年3月31日まで長柄町教育長としてご活躍し、行政分野、また町内、地域の状況にも広く精通され、人格・識見ともに優れた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であります。

ここに、議員の皆様のご同意をお願いするものであります。よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 孝君） 起立全員。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第6、同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案



理由をご説明申し上げます。

本案は、本町の教育委員でありました加藤士郎氏が本年10月25日をもって任期満了となり、新たに立島にお住いの齋藤栄治氏を教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

齋藤氏は、穏かで誠実な人柄であり、人格、識見ともに優れ、長く千葉市内の大規模の中学校で学年主任や初任者指導等、学校の中核として活躍され、学校教育及び生涯教育について、深いご理解をいただいております。教育委員として適任であります。

ここに、議員の皆様のご同意をお願いするものであります。よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 孝君） 起立全員。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎長柄町選挙管理委員会委員の選挙・長柄町選挙管理委員会委員補充員の選挙

○議長（柴田 孝君） 日程第7、長柄町選挙管理委員会委員の選挙及び長柄町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

この選挙につきましては、令和6年7月16日付で、町選挙管理委員会より議長宛の文書にて通知がありました。現在の委員及び委員補充員の任期は令和6年9月27日までです。そこで、地方自治法第182条の規定により選挙を行います。

初めに、長柄町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定及び議会運営委員会で決定のとおり、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名方法については、議会運営委員会で決定のとおり、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、長柄町選挙管理委員会委員に平川忠義君、瀬尾紀久弥君、平川雅司君、宮田榮子君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を長柄町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました平川忠義君、瀬尾紀久弥君、平川雅司君、宮田榮子君、以上の方が長柄町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、長柄町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法についても、地方自治法第118条第2項の規定及び議会運営委員会で決定のとおり、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名方法については、議会運営委員会で決定のとおり、議長は指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議長は指名することに決定いたしました。

それでは、長柄町選挙管理委員会委員補充員に御園生充子君、根本照美君、前橋久男君、鶴岡晴美君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を長柄町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました御園生充子君、根本照美君、前橋久男君、鶴岡晴美君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順位についてお諮りいたします。

補充員の順位は、経験年数の長い順、同年数の場合は、年長者の順にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序は経験年数順及び年長者順とすることに決定しました。

当選人には後ほど文書にて当選の告知をいたします。

---

#### ◎請願第1号の上程、委員会付託

○議長（柴田 孝君） 日程第8、請願第1号 河川等の整備に関する請願書を議題とします。

本会議までに受理した請願は1件であります。

お諮りいたします。

本件については、8月23日の議会運営委員会で決定のとおり総務事業常任委員会に審査を付託し、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については総務事業常任委員会に審査を付託し、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎発議案第1号の上程、説明、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第9、発議案第1号 議会改革特別委員会の設置についてを議題とします。

本案の提出であります三枝新一君より提案理由の説明を求めます。

11番、三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 発議案第1号 議会改革特別委員会の設置について、提案理由を申し上げます。

議会改革特別委員会の設置について、会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和6年9月12日提出。

提出者、長柄町議会議員三枝新一。

賛成者、長柄町議会議員古坂勇人、池沢俊雄、鶴岡喜豊。

議会改革特別委員会の設置について、地方自治法第110条及び、長柄町議会委員会条例第5条の規定により、特別委員会を設置する。

名称は、議会改革特別委員会とし、少子高齢化・人口減少の進む中、二元代表制のもとで長柄町議会の果たす役割は、重要性を増している。

このことから、住民福祉の向上と民主政治の発展に寄与するため、情報公開・透明性を図り、開かれた議会を目的とする。

委員数は、議員全員とし、調査終了まで閉会中の継続審査とする。

以上のことから、長柄町議会基本条例第2条第2項4号に基づき、議会の役割を不断に追求し、議会改革に継続的に取り組む必要があるため特別委員会を設置しようとするものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 本案件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

発議案第1号 議会改革特別委員会の設置について、原案のとおり設置することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、発議案第1号は原案のとおり設置することと決定いたしました。

本特別委員会につきましては、議会改革特別委員会とし、閉会中の継続調査としたいと思っております。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会は閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎議会改革特別委員会委員の選任について

○議長（柴田 孝君） 日程第10、議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会改革特別委員会委員の選任については、長柄町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名することでご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

これより指名します。議会改革特別委員会委員は、議員全員による特別委員会とすることにいたします。よろしくお願います。

引き続き、特別改革特別委員会委員長及び副委員長の選任を求めます。選任方法は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選願います。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時10分とします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議会改革特別委員会委員長及び副委員長が決定しましたので、ご報告いたします。

議会改革特別委員会委員長、11番、三枝新一君、議会改革特別委員会副委員長、5番、高橋智恵子君。以上のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（柴田 孝君） 以上で本定例会に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和6年長柄町議会第3回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時11分

